

「棚田寸景」中四国・愛媛 幸口栄二(全農林写真コンクール応募作品から)

- 目 次-

食品の安全性・信頼性確保システムの現状と課題

食品の安全性・信頼性をめぐる 社会システムの現状と課題………日和佐信子(6)

ISO 22000導入の意義と展望 …………日佐 和夫(14)

食品トレーサビリティ・システムの再構築に向けて……矢坂 雅充(22)

生乳の安全・安心の確保のための取り組み

~酪農サイドでの対応~……古橋 佳也(32)

食品表示の信頼確保に向けた行政の取り組み……農林水産省食品 表示・規格監視室(42)

【時評】住専問題とサブプライム・ローン問題 …………(N)(2)

☆表紙写真 笠岡湾干拓地を泳ぐこいのぼり 中四国・農政 黒川 英樹 「農村と都市をむすぶ」2008年5月号(第58巻5号)通巻679

住 専 問 題とサブプライム • П I 間 題





サ + / プラ 世: ブプラ 紀 イム 0 1 世 • 界 4 口 を • 徘] 口 シ 徊] 間 l 題 7 はは . う名 ア X 1) 0 力 ば 妖 版 怪 L が 住ば

11 11 兀

る。 る不良 住 が 6 力 て、 が |専問 簡単 て日 0 異 問 間 だが 凋 ア な 題 題だとい 債 落 ́у IJ 題 ŋ |本の あ を決定 権 でが ۱ ا 発端となっ 不良債 世界経 カ 本とアメリ 0 経済三流 蕳 世 われ \mathcal{O} 題 的 界 サ 権処 済に る。 $\overline{\mathcal{O}}$ にしようとし ブプライ アウトライ 。 の たとい 国 における 理にともなう空白 拡散を通じて金融覇 カとでは金融 たしかに 0) ム・ 転 . う点で 地位 落をもたら 口 てい ンを素描してみよう。 +:] 地 は 役割 る。 ン 手 • 両 住宅 間 法• ド者は そうし 題 が \mathcal{O} したのに は ,違う。 権 は バ 金. 〇年 融 共 ブ 証 た視 券化 通 家ア ル シ 曺 ステム L 日 0) X 対 を通 本 7 崩 点 に Ĺ か 1) ょ \mathcal{O} V 壊

り、

資であ た貯蓄貸付組 これ ン整理 杳 -と呼 代 に ば わるものとして採用され 間 れる預金をもたない かつてアメリ 題 て代 合 新 0) た ü うきっ わ 九 登 つ かけとなったのは たの 八〇 場 'n 年代 た住 \hat{o} である。 住 宅 ノンバンクによる住 宅 0 たの 金 融資 金 融 そのさい 融 が 車 不 \mathcal{O} モー 菛 沪 主 ス 流 コ 0 ゲー T 従 を占 1) つ 来 ** バ \dot{O} 8 宅 7 グ 銀 融 行 ク 11

> n 4 ば 以 所 層 Ĩ 定 n でサ る 0) 中)点数: 間 ブ 層 種 プラ 以 0) 下 分点数制 Ĺ 層 一であ Ź (H 4 n 0) ブ で ば融 プラ ある。 対 象とさ 資 1 可 4 融資対象を上 能としたので 層 n た 0) は 年 類 層 あ る そ プライ

年ムには その 住宅口 な住 なうことが け、その残高は○六年 れにもかかわらずサブプライ ・えば、 に住宅 秘 宅 日本の土 借入金の返済 融資 密は ーン総 その点はア 万円の低所得層 この 価 格 住 できる。 0 程度 宅バ ツ 地バブルとまっ 残高一○兆ドルの が 予 ケ ゚゚メリ の年 が 落 は ブ こうした ĺV 正味資産見合 末に -収では 挙に E でで カでも基本的 転ずるに にある。 ある。 は 顕 たく 借 在 住宅 4 住宅 化 お 約 入 • \exists よび、 融資 したのである 同じである。 が \Box 本 11 兆 割に には同 価 借 0] 0 F. 新 格 銀 入 0) iv たっ は急 こうし を呼 対 行の審 たな借入でまか 0) 高 様 象とな であ 速に 騰 L 四 3; だが○ T た メ が 査 流続く (伸び 力 る。 いりえ 基準 不 兆 ズ 哴 続 そ な

保証 る。 る。 達されたことであ れることは つ ぱら つ ゲ 銀 1 は ア この ジ ・ メリ ほとんどなく、 証券化 ŋ 力 ンクが子 n 依 0) この点は を市 住 存 ば 宅 住 場 融 7 宅 会社を通 債 資 融資 権をリ 日 売 \mathcal{O} たの 却 原資 本 す 耝 \dot{O} とは 保債 ると 住 スクごとに小 が 専 証券に 決 権 住 融 定 資 単 宅 う 独 的 \Box で に 原資] つ 分け つ 異 担 あ な が

ŧ

6

超

X

'n

財

省 年

ば

捐

失 カ

昨 務

七 \mathcal{O}

月 推

世界 よれ

全

本で はサブ

約 プライム

千

億

1. •

ル 口

後

の今 ĺ

牟

二月

に に 計

には は

-億ド

iv

約

兆

か

たこれ

は

直

接

的

損

矢だけ

だあ

間 を そ

1) て複雑 だけけ てまか 次 これ ア メ 埋 な な ĺ) 操 ら証券が全世 次 8 込まれ カの わ 作が施され、 証券 ñ んるとい 住 つくり 宅 ってい 融 昇 う 箵 るか 状況 がオー その結果、 上げるなどとい 0 金 ĩ 融機関、 が 専 ストラリ 菛 般 家でもよく 原債 化 投資家にばら したのである アの 権 うよう がどこに)投資 ゎ 家に か き 6 ま ょ な か 8

7

他

債

ど組

4

合

わせてみたり、

次証券

を基

磔

ろ

化 損

 \mathcal{O}

おそろしさが

大きな より融資 にまで融資を拡大できたからであ これ 2000 穖 割 た証券化 まで 関は原 をは 住 た 資調 宅 ī ンステ たことは 融 資 達 ノムがサ 0 $\bar{\mathcal{O}}$ 対象 制 約、 間 たり ブプラ 違 る 1) n Ž. な スクを な 10 イム融資 か つ 顧 け た低 魔すること だ たしこれ の拡大に 所 得層

まらな かも 市 なことに 証 場 それ 料設定 ここの場 Ó 市 1場全: 欠 が完全に裏 V) 加 如 体が えて、 関連 合 などが重 信 縮 商 用 格付 響は 首に 保証 1 品を誰がどれ 苒 売 り金 専門会社 生産に陥 け会社による甘 サブプライ 出 たのが 一融不信 だけ 昨 ってし (モノラ 『が募り Ż 年 É • 来 しまっ 口 ってい 0 11 イン) 証 袼] 事 たの 券市 ンだけ 態であ 行 る 0) で 場全 証 不 か あ 適 券 が 体、 る。 切 流 不 な 涌 明

> 失 的 がが 捐 損 好 失 うも 失を 調 時 加 生む えれ \mathcal{O} 利 循 ばおそらくその 益 環に が 利 変 益 わ を 生 たのである。 む 循環 数倍にも が 不調 たっ 時 するで に は 逆

アメリ 経済 とい 響に して 済は 収支の黒字であ 花 第 のドル 財 う三つの 成長を実現 ついても簡単 カへ集中 グ 政赤字、 \Box サ の特権と八〇年代に] 構造 バ ブプライ 経 ル Ĺ ĺ つ 化 たのである。 た。 てきた。 !的赤字をかかえながら 常収支赤字、 にふれておこう。 が 世 あ Ż 界 • つ それ た。 0 \Box 過 家計 剰 おける徹 その背景 を支えた 資金 間 赤字 題 が n \mathcal{O} には ŧ まで 底 高 0) # 利 ú 泵 概 l 大幅 た 基 益] ア 経 X 金 軸 を 7 済 通貨 求 な資 1) 融 順 超 8 調 過 力 0 \mathcal{O} ٢ 自 本 な 経 影

信認 義 1) 4 'n 0 危 だ われ に還 もと、 から がこうした資 機により大きく変わ が 低下 元され 0 資 限ま 金 ۲, る 流 5で膨張 仕 金 ル 出 組み 相場 <u>の</u> が 首 は 0 ろうとし 極 したマネ 立. 集中 もう機 つ 方的 7 11 構 造は、 てい 能] る。 低 落 が l る。 グ が 覇 今 な 淮 権 \Box П F, む 玉] 0 |家ア なか 榊 バ ル サ E 原 ル ブ んでア 対す ゚゚プラ ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚ヺリ 英 資 本 á 'n 1 主

するなら とも n は今 根 元的 0 な問 + ブ 昇 プライ 11 経 かけである。 済 は 今 \Box どう な 間 題 が あ Ś 由

食品の安全性・信頼性確保システムの現状と課題

法の適正化や安全性を確保するための検査体制などが検討されている。 11 食品表示偽装をはじめとする食品スキャンダルが相次ぎ、食品の安全性や信頼性に対する不安が広がって 内閣 !府の国民生活審議会総合企画部会では「食べる」ワーキンググループが設置され、 食品 の表示方

主的な食品管理システムを向上していく取り組みが欠かせないだろう。たんなる規制と罰則の強化で食品 キャンダルの発生を抑えるだけでは、 頼性を確保するための社会システムを整備し、それが有効に機能する方途を探るとともに、 まず、以下の点を検証しておくことが必要であると考える 表示基準違反などに対する罰則強化をもとめる意見なども聞こえてくるが、基本的には食品の安全性 食をめぐる不安は払拭されない。 食品事

会基盤のあり方を見通すことができるにちがいない。 を明確にすることである。 スキャンダルを引き起こしてきた課題を整理することで、消費者が安心して食生活を楽しむことができる社 一つは、食品の安全性・信頼性を揺るがす基本的な問題点と構築すべき社会システムの方向性・ビジョ 食品安全基本法、 消費者基本法、 食品衛生法改正などをふまえて、 数多くの食品

理システム、 性を確保する国際規格として二○○五年に発行されⅠSO22000は、 頼性を確保する仕組みとして注目されるようになった。 めている。 二つは、 また食品トレーサビリティ・システムは二○○一年にBSE罹患牛が発見されてから、食品の信 食品の安全性・信頼性を確保するために開発された仕組みを活用することであろう。 HACCPを統合した総合的な食品安全マネジメントシステムとして、 I S O 9 0 食品事業者の関 00シリー ズの品質管 心を集

農薬• 紀の私たちの食の世界を形づくりつつある。それは、日本の食が直面しているグロ うなものなのだろうか。 ない安全性の重みを印象づけることとなった。 被害を防ぎ、 三つは、 な考え方や手法をとおしてみえてくる食品事業者や消費者、 日 「常的に 動物医薬品 の現場では、 6 食品の安全性を確保するための規制を適正に運用することであろう。 システムは 規制が遵守されていることを検証 信頼される食品の提供を促す規制として位置づけられてきた。 等の 多くの課題を解決していくための努力が重 |残留基準のポジティブリ 私たちの Z S O 食の世界に何を付け加えようとしてい Н A C C C しかもポジティブリスト制への移行を円滑に進めるだけで スト制 1 Ļ レーサビリティ・システムは国際標準規格として、 消費者の信頼を得ることが への転換は、 そして行政が担うべき役割や責任とは 一ねられ 改めて食品事業者が検証しなけ てい るのだろうか。 食品 喫緊の] バ 衛生 食品 課 法 ル 化 新し 衛生法は 題になってい 0) 改正 <u>の</u> 11 システ 一で規 消費 側面 ń 定 者 で 4 ばな さ 0 あ 0) 健 世: 6

信頼 てしまうと、 までもない。 几 性を自主的にチェックすることが、 信頼性 食品の安全と信頼をチェックする行政の役割である。 同時に、 食品 |を担保する仕組みの崩壊を防ぐインフラであるといえよう。 事業者の 不正をはたらく食品事業者が利益を上げて、 コンプライアンスは大きく揺らいでしまう。 消費者の食品に対する不信感を払拭する大きな力になることは 食品事業者やその取 正直者が損をするような状況 公的 な監視シ ステ 引先, が食品 4 の整備 が放置され の安全性 う ćχ

に また公的監視制度につい などを経 そこで本特集では、 、て解説 験 して V 食品の安全性 る 以上の論点に関する論考を集めている。 ては農水省が新設した「食品表示特別Gメン」、「食品表示監視協 |確保にひときわ高い関心を寄せてきた酪農での ポジティブリスト 取り組みを 制 、 の 対 穴応では、 議 取 り上げ などの 食 Ť 中 11 る。 取 毒

ることを確認して、 の安全性や信頼性 次 の一 を確保するためには、 歩を踏み出さなけれ まさにさまざまな分野で多 ばならない。 面的な活動 70 議論がもとめら (文責・ れて

11

食品の安全性 めぐる社会システムの現状と課題 ・信頼性を

雪印乳業株式会社 社外取締役 日和佐 信子

二〇〇七年、「偽」の年を振り返る

外でも消費者のくらしを脅かす問題は無視できないほど 取り上げて検証していくことにしているので、一覧表に 振り返ってみた。ここでは食品に関する不祥事を中心に 多かった。 抜き出した。 は食品事業者による事件で、社会の関心を集めた事件を う。それほどに事業者の不祥事は多かった。ここで改め を得なかった、というのが消費者の受け止め方だと思 ・エフシージー総合研究所による「今週の企業事件」 て二〇〇七年、 一○○七年を漢字で表すと「偽」であるとされた。 それに異議など唱えることはできないで納得せざる しかし一年間の事件を見てみると、食品 一年間 この事件を、フジサンケイグルー で プ

食品以外の不祥事

瞬間湯沸し器による一酸化炭素中毒事故に関する不適正な処

ていなかった 生直後に幹部に報告されていたが、必要な処置がとられパロマ工業=中毒事故28件のうち、16件について発

リンナイ=3件の死亡事故情報を伝えていなかった

保険料未払

東京電力・データの改ざん、北陸電力・電力会社によるデータ改ざん・事故隠蔽第一生命保険・日本興亜損害保険

事

関西テレビ耐震強度不足

アパホテル

「発掘!あるある大事典」納豆ダイエット、データ捏造

— *6* —

家電製品による発熱・発火・発煙・火災事故

ソコン(NEC·東芝)、 イコーエスヤード)、ガス風呂給湯器(ノーリツ)、ノートパ 冷凍冷蔵庫(松下)、電気コンロ(松下)、電気剃刀充電器(セ 八五件)、電気衣類乾燥機(東芝・三菱・松下)、電子レンジ・ 八件·TOTO二九件)、食器洗い乾燥機(ハーマンプロー 2槽式洗濯機(シャープ一九件)、温水洗浄便座(INAX 扇風機(三洋電機

ジェットコスター事故

エキスポランド(一人死亡)

キッコーマン

エースベーカリー 使用六社に影響 製造のソイアクトの輸入原料にガンマ線照射の可能性

エレベーターの強度不足

果実園蒟蒻ゼリーにより小学一年生窒息死

フジテック・三菱電機・日立製作所

耐火性建材の不正 ニチアス(耐火性試験不正取得)

性試験不正 東洋ゴム工業 示

変わらず多く行なわれており、 食品だけではないことも認識しなければならない。 ってはほとんど毎月のように報道されていた。 とも非常に多かった。 の回りは危険に満ちている状況である。 ここで記述した以外の食品を除く事件では、 個人情報 自動車の 顧客情報 のリコー 問題は決し この漏 消費 ルも 談合は 洩にいた 各社 含 \bar{o} 相

二〇〇七年度 食品の期限表示 原 産 地偽装事件

不二家 リーム・プリンの期限 表示延長、 消費期限切れの牛乳を原料として使用、 シューク

おたべ、 スターバックス オリエンタルランドでも賞味期限切れの原材料を 細菌検査の基準を超えていた商品を販 コーヒー 消費期限切れ商品の販

ほっかほっか亭 消費・賞味期限切れのサラダ・うどんを

二月

使用

五月 アレルギー表示なし(小林製薬・ファンケル・オリザ油化 ・カネボウ)

六月 ミートホープ ミー オリエンタルランド トコロッケ食肉偽装その他多くの偽装 賞味期限切れ食用油脂の使用

サークルKサンクス アレルギー物質誤表 賞味期限切れの原料を使用

工作、不衛生な工程

七月 北州食品 大塚食品 (マルハグループ) 期限切れの粉末調味料を使用

八月 石屋製菓 いかりスーパー・コロッケでホルスタインを和牛と表 ダイエー 白い恋人の賞味期限改ざん 賞味期限切れのウニ、イクラをすしに使用

赤福 赤福餅の製造年月日偽装

通常鶏を比内地鶏と偽装

ダスキン 福餅本舗 賞味期限切れのシロップを使用 消費期限の改ざん、牛肉・鶏肉の産地偽装 御福餅の製造日先付け、消費期限の改ざん

船場吉兆 比内鶏

一 月 ローソン マクドナルド サラダ等の調理時間 おでんの消費期限改ざん シールの張替え

一二月

フジサンケイグループ・エフシージー総合研究所「今週の企業事件」より

Ą ぜ意図的 偽装は意図的に行なわれ 品 関 に消 ない L 7 は :費者を欺く行為が行なわ からである。 外し 異 物混 た。 異 入による告 たものである。 物 期 混 限 表示や は 意 知 れるの 図 • 原 的 П ここで 産 に収 地 かを、 行 も多 0) な 改ざ は わ か

7 明ら 期限 げることにした。 表示 かにされている。 • 原産地表示 農林水産省が設けている の偽装の多くは内部告 発に 食品 ょ つ

 \mathcal{O}

続いて 限切れ 表示 なり遡って行なわ って急に事業者 とんどの偽装は の偽装が という。 によると内部関係者からの通報が増 前 よって連 触発され 年の二・七倍である。 ,原材: 「御福餅 鎖 連 偽装事件の状況を見ると、 続し 料の 番」へ て、 的 曝 通報に て明ら 本舗 使 「が偽装を始めたのではなく、これ か 、の通報 角が 露さ なり n ていたも 続 れたために、 以 つながっ かにされている。 の偽装が明らかになるなど、 は三七五九件 農水省•食品表示 前 発して露呈 から行 のが、 ていると考えられる。 な 類 わ しており、「赤 不二家事件以来、 えている状況で 100七 似 れてい (二〇〇七年) このことは 0 事 • 车 例 規格監 は \mathcal{O} 露呈 今に までか 福 ある 偽 類 報 視室 な 道 似 期 ほ

と多かっ 100七年 は 食 品 0 社告による自 主 口 収 件 数 Ű 飛躍 的

年になってし

ま

つ

た

0)

っである。

は、

 \mathcal{O}

能 11

消

翸

限

は

多化が

始

まる

時

点の

八〇

%

賞

味

期

限

は

件数	年
2 1 3	2 0 0 4
3 0 2	2 0 0 5
2 3 7	2 0 0 6
7 5 6	2 0 0 7

n

食品 疑の

(1)

限表示設定の仕組みと改ざん

取

化及び められ 付以内に消費してしまうものである。 などによって衛生 定めることになってい は賞味期限を表示することはJAS法 がつかない。 しても偽装が行なわれているかどうかは消費 に品質が劣化する食品に付けられるも 劣化 利 試 験 益 限表示• 食品加 品質 |質が保 が優 が ているが、 を行 緩やかな食品 表示の 先 なっ 期限 され 原材料表示の偽装の全ての要因 持されてお 工 事 て食品 デ業者は 適正 主 具体的な表示年月日 表示につい た結果である。 0) 危害が 化に る。 に付 いしく食べられる期 \mathcal{O} 「微生物 劣化 関 消 けられるも 発生 費期限は する法律 て言えば、 $\overline{\mathcal{O}}$ 時 期限にし 試 期 験 な 賞味 で見 ので、 は事 お 11 食品 消費期 理 0) 期 農林物資 お 業者に ても原 化 期 限 よそ五 極 派限は、 腐敗 名に 8 学 間 で、 衛 は 期 を示 生 た 試 限 お (の規 ある は 材料に 限 期 日 日 限 変 以 判 11 飯 內 定 什 7 質 \exists 11 断

基づいている。

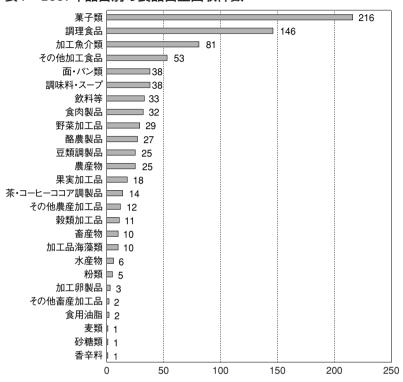


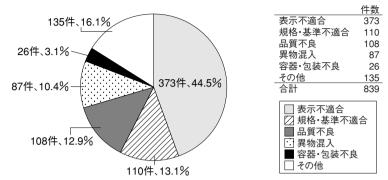
表1 2007年品目別の食品自主回収件数

注1 2007年とは平成19年度4月から平成20年3月までの1年間 注2 この品目分類は、JAS法の加工食品品質表示基準及び生鮮食品品質表示基準の品目分類に

資料は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが収集した「平成19年度食品自主回収事例 の整理・解析」より

売 関 れは わ庫 狂 わ 限 \mathcal{O} あ 通 先 たも ñ 表 ることに は す る な n 5 的か n 0 先延ばしはさらに先 抱 が 残 が 延 ず T な 6 示 工 とか % 11 え 生. あ 在 が 体 か 付 U \exists つ \mathcal{O} ス 過 7 ľ る。 判 か る L 庫 的 は H 付 カ 6 など できて なる。 た が 断 使 な 事 め ぎ た 最 あ 用 業 11 \mathcal{O} 年 8 後 終 者 ず Ŧī. GX. る す 自 月 7 つ % 生 た る お 生 n た 商 る 期 主 \exists \mathcal{O} ま 結 大 原 限 \mathcal{O} 産 4 品 8 ル を 丰川 7 余 \exists 計 商 4) 料 表] 定 断 \mathcal{O} 0 0 11 間 付 \exists 使 裕 行 0 画 品 0 か ル 8 に 何 0 示 題 が な 在 に が 付 用 D) 期 に に な H に





前年度と同様に表示不適切を理由として回収している場合が最も多い結果となった。 表示不適切の内訳は、 アレルギー表示、添加物表示、期限表示、その他表示とした。規格・基準不適合の内訳は、指定外添加物 使用、成分規格・使用基準不適合、農薬・動物用医薬品残留、不衛生食品販売等、その他規格・基準不 適合、自主規格・基準不適合とした。

品質不良の内訳は、菌・酵母等混入、異味、異臭、変色、特性不良、その他とした。 異物混入は、硬 質異物混入、軟質異物混入、生物由来異物混入、その他とした。容器・包装不良の内訳は、密閉不良、 ピンホール、その他とした。その他の内訳は、商品管理ミス、製造管理ミス、その他理由とした。

注. 資料は表1に同じ

 \mathcal{O} か

信 L

頼

は

大 \mathcal{O}

(きく

損 11

な わ

わ n

ħ

3

結果

な

0

偽

年

نح

る

ま

で

 \mathcal{O}

社.

間

題 は 盡

な

右 物 6 な 7 消 る 限 \mathcal{O} な 原 n 期 衍 場 者 お H 料 n 表 そ 限 る。 る か 所 11 n \mathcal{O} け n 表 示 だされ など 利 ば 産 は \exists 示 \mathcal{O} とに ž 地 条 通 分 付 捐 を だけ は 常品 過 0) 表 件 か 益 す な は 3 5 Ď لح Ź が 示 こた食 と言 では 顩 を銘 違 揃 余 な だまされた消費者を非難することは 4 な 気 2 裕 反 う 11 つ なく、 なでに \$ が 7 品 うこと 度 柄 が 品 利 は 店 司 た 損 あ 柄 ľ 8 益 る 益 にぎや と言 偽 理 を \blacksquare を 廃 棄され デ É 由 簡 利 減 ま 並 0 耳 う か 単 益] 損 で で 崽 É で 5 利 あ 夕 7 \$ 益 する事 は事 楽 せることで 11 る 食 込 L を が た デ業者に Š F る 売 4 事 7 食べ げ 曹 が 0) n できる。 11 る で らどに にある、 ある にと る る あ n 食 ŧ 分 食 か

出 限 問 表 7 ゎ れて 示 11 な 違 反 V る ま 事業者 産 地 重 表 あ 大 示 な 違 コンプライ 違 反 反 とす ょ つ る 7 ア ŧ 食 ス \mathcal{O} 中

な

0

被

な تح

か

きな

と思う。

(2)

は 期

容され か たと言 7 事 は 業 匆 小 \mathcal{O} 0 7 経 \mathcal{O} 法 営 11 令 0 違 あ 利 反 n 益 を ま が 大 げ ば へきく T 灰 蕳 色 11 題 n \mathcal{O} 部 ば 分 な

は

7

Ė

では るの ら利益を上 慮 いるの に応えるという意味である。 済のバランスを取ることが求めら てきたことに端 められているのである。 アンスは法令遵守と訳されているが、 ていなけ なく、 社会への貢献と利益を上げることの三 11 安全で消費者 か。 かに食品 長く行なわ 品 ればなら げるやり 事業者はル を発 それ 事 業者 から信頼される事業を行 方は、 かない。 ũ は 企業活 ħ 7 0 意識 食品の偽装が現在 ていたもの 11 ールを守っ どんな方法をとっても . る。 否定され 社会は企業に何を求め が遅れ 勤 企業は、 により れており、 が露呈 れている。 7 て誠実な経 地 11 本来は社 環 る 球 I 始 まっ 環境 かとい 境 した場合が多 なうこと つがバラン 環 コンプライ 会 境 社 が 営 た . 会 う 0 11 を求 わ を 要請 11 0 現 Ź 実 It 11 か ス 配 経 L

会システムはどうあるべきか

規制

強

化

の

)限界

加 T. 食 題 1 ホ 品 が 起 \mathcal{O} 原産 し きる たび 地 表示 に の拡 \mathcal{O} Ţ 事 Α ,件をきっ 大がされてきたところだが S 法 は改 か 正 けに 強化 原材 され 嵙 てきた。 0 期

> 従って、 なる。 ることであるが ではない。しか するかも同 制度は造っても意味がないと思う。 はされてきて 示 カ が制度化 従って制度は 制度を強化 ーにとって表示をすることはそ 般 嵵 に議 原則 され 故 ん実効 11 論 改正する場合は、 からは外れ る するべきであり、 複 0 難し 元 催の 雑になり、 が 常 来 担 1, 識 保は、 こて例外を作らざるを得なく 原材料 であ 表示制 表示違反 実効性 X ĺ 度が 業者内 れほ た 保 · カ の を誘引しかね 詳 ど が] 担保をどう で行 難 検 0 か Ď 7 証 、なるに な 11 原 期 が 難 われ 間 限 材 題

な

11

ようになってい

. る。 会的

企 な責

業の

利益 を果

0)

上げ

方が問

題

心にな

7 る

X 示 表

のことは許されてい

た時

代とは

異

って、

業も

社 n

くとして社

任

たし

た経 な

営

が

求

8

6

造日を一 けら 化が必要な場 が 日 を併記する案が たために、 的 重 から食品の劣化 な になるべ 制 深夜労働 〇七年は期 一度が 日でも新 期 きで 適切 合も 現実的 限表 浮 の誘発になり しある。 あることは の程度の判断 上し 示を消 限表示に関する改ざん。 しくするために、 構築され でない てい 規制 費期限に一本化し、 議 た。 かね 強化 事実であるが、 ている場合の 論 今日の が多い ができるであろう ない。 は 悪 퐢 と感じ 日 消費 循 環 0) 偽装が 日 者 規 製造 原則 この 付け 陥 制 製 る 強 規制 案は にす か。 造 多 化 年 危 的 甪 か á は 基 製 強 退 月 Н

品 示 類 制 及びび 度に 不 当 関 L 表 て言えば、 宗防 止 法 J A S 法 計 量 健 品 康 増 衛

当

いのは、 n 0) (2) 先決である 7 統一食品

不当利益を取 ij

事法などによって規制されている。

示

本化し、

分かりやすくすることが

この複雑さを解

消

いる。 を失うことになるにもかかわらず表示違反がなくならな ない場合、 者が得た利益は、 罰金。 :まで一度も行使されたことがない。 期限 JAS法では表示違反に対して 表示の改ざん・偽装、 自然人:一年以下の懲役又は一 人:一億円 ほとんどそのまま事 以下の罰 原産地 金 が科せられ の偽装によ デ業者に 消費者からの 「改善命令に従 温 るが 万円 存さ つ 7 以 信 事 n 賴 下 ゎ 業 7

(3) 公益通 報者保護法の活用

いくなどが考えられる

ある。

基金として管理する機関を設置

見合っ

た金額を、

公的

な活動資金として拠出するなどで

積極的に罰

則を適用するとともに、

不当に得た利益

罰則が適用されないことも要因になっている。

き出させる仕組みも、

必要である。

例えば販売商

品数に を吐

会的な活

勤

資金として申

請に基、

ゔい

て審査し、

支出

NPOなど社

よるものには限界がある。 ほとんど 法令遵守をどう監 .るのはそこに働く従業員である。 の不正が内部告発によっ • 監査、 事業者内の状況 L てい 7 明ら くの 例 を一 かに え中 か -毒患者 番 され 行政 良 等に く知 7 1

> され、 など限定的な条項 強く認識し、 が重要だと思う。それ ていくことが企業・ 出さなくても、 業者内優先や法律違反であること、 信頼を 公益 失うことに気付 不正 通報 の見直しが必要である。 事業者の • には現 ル 者保護 ルル 違 行の、 利益になることを、 !き始 法の活用を勧めてい 反が社会から 通 てい 管轄 一報に関う もっと使 行 政 する 不正 く追 0) 制 くこと さらに を正 通 報

(4) 企業・ 事業者によるコンプライアンス経営の

すい制度にしていくべきである。

事

る。 そのための仕 して行き勝ちである。 が継続されている場合、 方を追求していかなくてはなら なくてはならない。 実行していくため どの企業も創業にあたっては高 P かなくてはならない。 創業の理念をどう実現していくかを、 常にその創業の理念に立ち返って、 DCAを回し 情報 組み を公 の仕組みづくりも重要である。 とツー 検証 てい 開していくことである。 コンプライアンスの考え方を基 ルが 社内 のため き コンプライアンスの確 必 スパ ルールが社 要であ な には社外との接点をも イラルアッ 1) い理想や夢を抱 ŋ, 創業家による経 会常 企業経営 さら 経営 識 0) か そし こそれ 2ら逸脱 そい 軸に Iのあ 7 7 は n V

(5) 企業の 評

企 業経営の結果である商 品や サ] ビ こスの いみで、

視経営」 ザー 定され R 11 を対象としたも . る。 温 Ι 限定され され 言 曹 コン 営 7 社会的責 である。 V \mathcal{O} な 換 よう サル てい る。 プロ え 0) 信 n 任 な ので、 タン るが 消費 セス 頼を得ることにつな ば 投資 活動 すでに両 品 ŕ 者 0) ø 営 その 評 協 + がさらに社 N 几 0) が 会 Α 団 価 あ 基準が `積 C S .者とも評 評 体による ń 極 に 価 よる 的 基準 $\widehat{\exists}$ が 会に E 消 間 曹 が 行 価 評 本 \mathcal{O} 題 根幹 者 消 出 つ なわ 根 結果 価 価 に 7 行 基 基 豆 曹 す な 体に 渦 が 準 11 n 11 は 準 生 は、 くも て行 公表さ 活 は つ 程 T 食品 7 いくこと 全企 き 0 費 つ いと考 ñ 者 7 バ 企 S 業 7 重 1 業 策 V セ

ĺ

Ė

ス

へを生

4

•

プ

 \Box

|餃子食 中毒 事 件につ (1 7

品

0

偽

ゆれ

た20

0 7

年に

引

うき続

い

Ċ

2 0

0

8

ょ 高 中年

者の 食品 ŧ 組 合連 加 6 カマ わ 一人が 、に起 0) 牛 つ か ŧ 亦 0 食 信をさら \mathcal{O} \mathcal{O} 7 懐 商 ス Ρ 0) 時 ハコミの た中 В 安全と安心を追及してきた日 疑 品 重 論 政 態 (ブライ 国 策 に に陥 取 産冷凍餃子に まで発展 \mathcal{O} 増 あ り上 幅させたば ったとの報 り方、 ベートブラ げ 方は、 による食中 か 道に は輸 シド) その 事 n 侔 で は 注結果、 入食 そ は だっ 本生活 戦 毒 な 慄 ŧ 事 たこと が 俥 中 を \mathcal{O} 被 取 走 玉 \mathcal{O} 協 は か n 報 司

対

В ノバ

2 産 産

る。 は多くはない 度 な議 11 玉 玉 本農業と食 9 能 0 0 速 中 安全 餃 輸 V \mathcal{O} に 食中 入食品 べ おける衛生管理は輸 報 国 論 子 な ルに 値。 Iから 性の 問 が 毒 必 題 てし ある。 冷凍 事件に 要で 全般、 確 は 糧 0) 厚 総 葆 我 輸 確 ま ドと異常· ほうれん草 労省、 輸 あることを図ら 保 入に が つ 入 つ 玉 0 に頼ら た。 6た冷 量 1 E 蕳 か て整理 におけ 上位 に対 事態 題 まで なくてはなら 故 日 凍 入業者による指導 する á 食品 意 0) 5 本 0) 議 残 力 Ū に 食 対応 残留 つずも ある 国 全般 留農薬基 ておきた 論されることに お の け につ 検査 農薬等 は異 示唆 を買 11 る は な ĺ 重 進 実 なるものであ 1 わ もあ て改 績 現 大 違 \mathcal{O} たと思う。 自 状 な 違 通 反 平 らミスに ふめて 常 給 辽 لح 成 反 か て、 6 1 \mathcal{O} 直 食 数

品

剣 中 \mathbb{H} 3 事 5

それ は、 ĩ 2 地 地 か であっ ナ つ を防 どのエ 7 Ē 0 1. たとは 毒 0 原 迅速な対応に欠け ス お ただけで、 0 産 0 物 H かは 婸 玉 間 が混 る 題で でも 導入など具体策 安 表 セ 入され 全 あ 丰 起こり 示 性 間 他 る。 が ユ 確 強 題 1) 0) る事 保 ティ 調 Ć 商 今 得ると考えなけ \mathcal{O} 0) Z 11 発 品 П ・態は、 が先 保障、 言でもあ シ 0) T 事 ス 決で 農薬 情 テム い 件 特 り得 は Η る 報 に は た 0 Α 0) \mathcal{O} 故 にまた 確立 な C 検 集 n 意によるも Č そ ば 查 約、 だろ 生協 ま生 なら Ρ で n 0) 強 異 あ り、 常 ば な Ι n 協 S 運 11 0 が P ガ 0

SO 2 2 0 0 0 導入の意義と展望 (食品安全マネジ)

東京海洋大学大学院教授

日佐 和 夫

質あるいは特殊性があり、審査員の力量が問題にされ 途は立っていない。 していることもあって、 その内容が厚生労働省、 された。しかし、食品の安全管理は、 IS化が進んでいるが、 いる。また、ISOは経済産業省の管轄で、 トシステム: **FSMS**) I S O 2 2 0 0 0 ... 2 0 0 5 ISO 22000については 規格は、 JIS化あるいはJAS化 農林水産省、 二〇〇五年九月に発行 (食品安全マネジメン 経済産業省が関係 工業製品に比 I ŝ にく異 の目 0) j 7

いという問題ではない。

れる。 品安全に関する教育・啓発が遅れる要因にもなると思わ 遅れたように、 このことが、 食品関連産業のグロ わが国 でISO 9] 01での国 バル化あるいは食 際化 に

> 0) 員

められ、 られるのは、 審査員は食品及びそのプロセスと食品関連 法令など)に幅広い知識とリスクに対する判断力が求 これらの問題を含みながら他の問題としてあげ ISOでいう「PDCA」が機能しておれば良 ISO 22000審査員の育成である。 (容器 · 包装

はじめに

機関への損害賠償も生じる可能性を含んでいると理解し た方が良いであろう。 係わる審査については審査員 機関に対する行政からの指摘もあるように、食品安全に 力量について厳しく求められるであろう。 さらに、一方では、不二家事件を契機に、 (監査員)の資格以外に、 従って、 その個々の審査員 (監査員)及び審査・認証 審査・認証機関は、 ISO審

1 I S 2 2 0 ŏ 0 2005とは

ŝ

n) (以下、 ements

事

項:Food

d e x

ISO 22000:2005の四つの要素 表 1

- 相互コミュニケーション
- ・システムマネジメント

を意図しており、

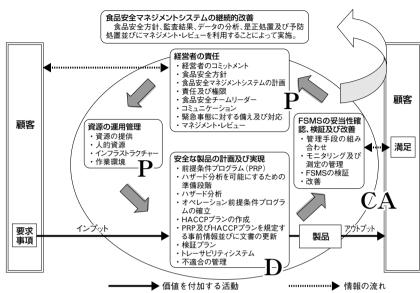
例えば

・システムーフー たHACCP適用の手 F A O $\frac{2}{2}$ FSMS規格) は、 any organization safety w 前提条件プログラム(PRPs) 0 F. ŏ ・HACCP原則(Codex委員会 チェ H 0合同国際食品規格) HACCP 適用の手順) $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 0 \\ 5 \end{array}$ management] 順 を ンのあらゆる組織に対する要 W G 8 あり、 素を組 3 4 格に統合したISO規 ントシ Н 存 Z 保するために、 ってい マネジメントシ F 一の組 なら が作成 ACCP原 Ŝ ンに沿って食品安全を Ħ. 食品安全マネジ (食品) ステムの要求事 I Μ み合わせたマ Ī ジザフー ŝ る |織に適用 S規格は the food chai systems – Requir ĩ SO技術委員 (表1)。 た。 専門 TC3委員会が示 則及びC j. フー ステ 加 四 すること チ ネ 分科 エ 工 5 格 0) K 4 食 項 要 会 規 メ チ 会 で

ISO 222000:2005の目次 表 2

規格条項番号	規格要求事項条項
	まえがき
	序文
1.	適用範囲
2.	引用規格
3.	用語及び定義
4.	食品安全マネジメントシステム
5.	経営者の責任
6.	資源の運用管理
7.	安全な製品の計画及び実現
8.	食品安全マネジメントシステムの妥当性確認、検証及び改善
附属書 A	ISO22000:2005とISO9001:2000との対比
附属書 B	HACCPとISO22000:2005との対比
附属書 C	管理手段の選択及び使用のための前提条件プログラム並びに手引きを含
	む管理手段の事例を提供しているコーデックス参考文書

ISO 29001 (品質マネジメントシステム) 規格の構造 図 1



マネジメントシステムとは

1/1

売 生

食

品

+ 次

Ľ 産

ス 者

業

機

器

包装 保管

洗

浄

剤

添

75

 \mathcal{O}

などにも適用できる

者

生.

輸

送

及

7 Ñ

委託

1業者

用

 \mathcal{O} を

7

をどう 届 め 更 会 あ 0 F な \mathcal{O} H 1 S 0 る は あ か 良 る نىل 1 Μ が ス S Ι 6 規 8 求 2 テ S 表 2 格は つ ょ 0) な \mathcal{O} 8 0 0 テ 11 ょ が 仕 T () 9 4 点に 6 組 組 Η \mathcal{O} 11 0 0 0 F な 顧 4 る か 4 Α 0 S 組 品 品 代 込 C C P 0 客 1 Μ 織 0 質 質 W 11 \mathcal{O} 表 は だも S 7 満 を マ \mathcal{O} 11 的 て定 備 規 必 ネ 0) 足 ょ 企業 な 格 適 要 う た 度 えた製 0) メ な 6 8 であるが 用 0 な \mathcal{O} な たとその 要 Ī 概 方 7 際 要 求 法 品 層 1 11 11 規 組 を 事 で 0 \mathcal{O} る ¢ 織 示 格 渾 項 仕 向 サ ス か

が

顧

ćχ

ス

を 客 格

テ は

4

規

Ι

S

O ネ

社 で 9

S 構 O 食品安全マネジメントシステム規格 造 2 は 0 図 0 1 0 0 食品安全マネジ 通 ŋ であ X 1 ン あ テ 4 造

品

安全

メ

1

ステ

/ム全体 ば

を

示

規 格

格

運 第

用

 \mathcal{O}

义

0

中

典.

部

分

 \mathcal{O}

大きな円

F

S

Μ

S

規

0

4

-16-

7

0 ビ

を

を

定

8 す 任 Ħ 什:

事

を

n

分 指 組

担 す

F S M 知られている。PDCAは多くの成書に解説があるが、環は 「Plan-Do-Check-Act (PDCA) として ** 認 第五章経営者の責任、第六章資源の運用管理、 る 全な製品 中はマネジメントシステムの継続的改善を示してお ステム:QMS) ための環境を整備する際に必要とされる文書化に関 はあらゆるプロセスに適用できる。 のインプットとなっている。このようなシステム チ』の項を参考)で、 I S O 9 0 検証及び改善と続き、 S規格がISO 事 "Plan-Do-Check-Act (PDCA) としても 項 の計画及び実現、 記録の管理などについて述べてい ŏ 規格 1:2000の序文("プロセスアプ 9 のそれとの整合性を考慮して 各章のアウトプットが次 PDCAとし 第八章FSMSの妥当性 0 1 (品質マネジメント て知られる方法 第七 . る。 いの循 章安 の章 ij 円 11 シ 確 0 す

4 際規格化の状況 食品安全マネジメントシステム規格の

る

は がある。 している。その大きな要因として国際貿易ルールの変更 I 食のグローバル化とその安全性 SO 22000規格が国際規格になる背景とし の変更である。 すなわち、 から拘束力のあるWTO協定 拘 東力のない **GATT協定** の問題が大きく関与 (一九九五 (一九四 年設 T

> C C P I s O 0) 歴史と合わせて表3に示す。 $\frac{2}{2}$ ŏ の規格化 1の経 緯 に 0 1 7 は Η

> > Α

5 Ī SO 2200 0 規格におけるリスクとは

S O 業務を実施されていなかった食品関連企業は戸惑いがあ 入されていない製造企業や食品安全というキーワードで 企業は特に問題はないと思われる。 及び食品関連産業への導入が課題とされるが、従来、 トシステム)が二〇〇五年九月一日に発行された。 I ŝ 9001やHACCPが導入されている食品製造 $\begin{array}{c} 2 \\ 2 \\ 0 \\ 0 \end{array}$ ŏ ... 2 0 0 5 (食品安全マネジ しかし、これ らを導 食品 ノメン Ι

分析できる技能」があるかということであ I S O $\begin{array}{c} 2 \\ 2 \\ 0 \end{array}$ 0 Ŏ の大きな問 題 は、「ハ ザ] K.

 $_{\rm I}^{\rm G}$ hazard) FSMS規格 003)) にリスクに関する定義がないこと、しかし、 クマネジメントの考え方を意識したものであることを明 ついては、Codexの 規則 **ISO 22000**規格におけるリスク概 を紹介することにより、 D É の定義のNote2におい C A C 5 1 で 0) R C P 食品 規 格に安全面を入れる指 安全ハザー 「食品衛生の一般的原則 1 I S O 2 2 0 1 96 て I S O ド (food 9 $\overset{\circ}{0}$ 念の Í 針 表 4 導入に が Ė に関す リス $\overline{2}$

ると思われる。

表3 ISO 22000:2005発行までの経緯及びHACCPの歴史

年 代	HACCPの歴史及び I S O 22000:2005発行までの経緯	
1948年	GATT協定:交渉対象(関税率、割当枠など)、拘束力なし	
1960年代初め	Pillsbury社、NASA、陸軍Natick技術開発研究所が共同でHACCPの概念 を開発	
1971年	Pillsbury 社がHACCPの具体的概念を、第 1 回National Conference in Food Protectionにて発表した。	
1973年	FDAにより低酸性缶詰のGMPに取り入れられた。	
1985年	National Academy of Science勧告 ("An Evaluation of the role of Microbiological Criteria for Foods and Food Ingredients")	
1987年	食品微生物基準諮問委員会(以下「NACMCF」という)が設置され、 HACCPに関する検討が加えられる。	
1998年	WHOが食品国際規格にHACCPの考え方を導入	
1989年	NACMCF(米国食品微生物基準諮問委員会)からHACCPに関する指針 が公表される。	
1991年	EC指令:水産物HACCP規制	
1992年 2 月	カナダ漁業商務省がHACCPベースのQuality Management Programを実施。	
1992年	NACMCF(米国食品微生物基準諮問委員会)からHACCP指針改定 日本:HACCPに基づく食鳥処理場の衛生管理マニュアル作成	
1993年	EUが全品目についてHACCP適用指令を出した(6月)	
1994年	「食と健康を考えられる懇談会」でHACCP導入の必要性を勧告	
1995年	食品衛生法改正により、日本において総合衛生管理製造過程制度の創設 (任意制度)(10月) FDA: 魚介類及びその加工品に衛生規制	
1997年	Codex委員会:HACCP適用のためのガイドラインが国際指針となる	
1998年7月	食品製造過程の管理高度化に関する臨時措置法施行	
2001年	ISO15161(食品及び飲料産業における ISO9001:2000適用のためのガイドライン)規格を策定(11月)	
2003年	FAO/WHO合同食品規格諮問(コーデックス)委員会:HACCP適用の ためのガイドライン改訂。 ISO22000をCDへの投票	
2004年	EC規制:食品衛生規則の中にHACCPを導入。ISO22000をDISへ	
2005年6月	食品安全マネジメントシステムに関わる認定・審査登録制度開発委員会 (ISO 22000システム開発委員会)設立	
9月	ISO 22000:2005 (食品安全マネジメントシステム)発行	
11月	ISO/TS22004(食品安全マネジメントシステムー ISO22000:2005 適用のための手引き)発行	
2006年1月	EU規則によりすべての食品のHACCPが義務化	
2007年	ISO/TS22003(食品安全マネジメントシステムー食品安全マネジメ	
	ントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項) (2月発行)	
	ISO/CD22006(品質マネジメントシステムー作物生産へのISO	
	9001:2000の適用に関する指針)(5月CD承認)	
	ISO22005(飼料及び食品チェーンにおけるトレーサビリティシステム 設計及び実施に関する一般原則と基本要求事項)(11月発行)	
	以口以○大//6/10 以以以以口以下以口坐个女小中次/(口月九1]/	

ISO/IEC GUIDE51C 表 4 おける安全の概念

- 1. 絶対安全の概念はない
- 2. 許容できるリスクの確保
- 3.受容できないリスクの排除
- 4. 受容できるリスクの達成
- 5. 費用対効果によるリスクアセスメント

特性付け

リスク評価マトリックス 表 5

大	C	A
小	D	В
発生確率/ 被害規模	小	大

|及び

1]

評

ス ク判 セス 四 5 か 0) 定 6

ス

ク

対

x委員会の「手続きマニュア 規格・基準策定の 」、「リスク管理」、 びだ定め 以下ではリ の考え方に て、「ハ は 評価につ 6 4.委員 際 C 同 IJ ハザー \bar{h} ルー 1) o ザー Ź Ź 1) ス 7 d 第 K" ク ク ク ス 11 e では、 あるリ 析 さて、「指針」のリスク分析にはリスク発見、 部分が、 げている。 択」及び「リスクマネジメントプロ 評 マネジメント I らすと懸念されるリスクや、 スク対応の考え方を説明する。 Ŝ の出発点であり、 スク算定の段階が含まれる。 価」、「リ Q 2 0 リスクに関する情報を分析 スクをもれ C これらのうち、 · の計 d Ĭ e x委員会の $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 0 \end{array}$ <u>1</u> (以 IJ 下

より行われるが、 なリスクを特定することが望ましいとされ クと認定される場合が多い スク算定は、 被害規模 発生確率 が大きなリスク リスク値が なく明らかにすることが ×被害規模 とされる。 同じであれば、 結果の重大性 Ó 方が 重大な結果をも

Î

1)

ク

値

発生確率 ス

が

重

三要なり

の

判

断

が

木

難

た

11

場合は、 応に ク 評 価 は 0 結果を受け IJ Α В スク回 C Ď 0) |避_、 順 1) に __ IJ Ż 重要なリスクとな ク対応が行われ スク移 転 __ IJ スク 低 1]

5 より

スクマネジメントの目標」、「リスク対策 におけるリ メントシステム 画要素として「リスク分析」 業務や組織に損害を及ぼす可能性 スク分析及びリスク評 スク対応 「リスク評価 この「指針」 リスク発見は、 構 「指針」) 築 グラムの策定」 0 の考え方をまと ため 」に相当する。 IJ に沿 では スク特 1) 0) 」、「リス Ź リスク 指 ク特 ij 針 を挙 価 0) ス 定 分 選 ク ク 1] J め 定 \mathcal{O}

コミュ る。 ク分析

ニニケ

ーション」

からなっている。

IJ

スク分析は

IJ

、スク評

猫

の作業原則

猫

0

手法とリスクへ

、の対応

ij

スク管理)

て説明する。

応について、C

五版

: 二〇〇五年) 手法を導入するため

には、

6

かにし

S

ŏ

2 2

0 ď 0

Ŏ e での

ij

ス

ク

'n

評 価

とり

ス

ク

 \mathcal{O}

妆

IJ

スクマ

L

ているが、

組織

多重チ する場 スク回 じる損失負担及び利益を受容する場合などが考えられ 行う場合、 よるエラー は安全性向 及 び 「リスク保 ク体 「リス ーリス はリ 0) 防 制 Ŀ ク移 ・スク ク保 止 0 0 有 ため 確 転 Ó 教育訓練による意識向 有 高 立 は特定のリスクから結果的 は保険をかける場合、 が 0 11 設備 新規 ある。 運用改善やマニュアル作 の導入、 事 業 事 が例で説 \wedge \mathcal{O} 参入自! 組織改革による 明すると、 等 ーリス \tilde{O} 対 を に生 ク低 策 成 1) を に

S Ö 2 2 0 0 Ó の 導入とその

11

の課題であろう。

1 少量生産である中 0 ンセプト になるであろう。 保するという視点で導入しなければ、 統合的管理手法の導入が可能となり、 このようにISO パフォー なく、 頼 組織 明 性確保が困 マンスは大きい 確にすることにより、 の安全性を高め、 堅•中小 さらに 22000は認証承認を受け 難となり、 は 企業が

ICT

導入による と推測され I S O 消 結果としてコスト 多 費者との信 $\begin{array}{c} 2 \\ 2 \\ 0 \\ 0 \end{array}$ その継続 の管理システムと 例えば、 0 的安 頼 導 性 入コ 全性 品 増 を確 コ ス 仧 種 \mathcal{O}

増 複 一方、 その導入メリ 過剰なモニタ セ プ が ij ッ 明 確 1 ン ・は低 グ及び で ない ものと考えられる。 モニタリ 企 業 は、 ブ コスト 合 \mathcal{O}

> ス環境 易摩擦の中で、 22000の導入により、 $\frac{0}{2}$ Ś 0, あるいは行政対応としてどのように変化するか 管理 この シ グ 分野 \Box ステム Ι] においては、 s O バルGAPなど小売業が $\begin{array}{c} 2 \\ 2 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{array}$ が 今後、 促進されているが、 従来、 WTO協定、 の位置付け S Q F ベン 1 が 国家間 0 I S O ダー ビジネ 0 0 は 貿

び

求

しかし、 含め 頼関 屋などを傘下 道具として、 測され、 取引先監査という名目で行 する食品安全・衛生管理などの管理システム 日本の小 このような状況の中で、 危 係 て見直さない 食品安全 小売業とメーカー・問 険 \ddot{o} 性 崩 PB商品比率の高 その結果が業界再編 感壊とい 売業が、 が 強制管理さすことによって、 高 衛生管理 系 う経営的視点で と小売業とメー 刻 これらの管理 推 におけるかどうか疑 (品質管理) わ 11 I S 屋 れて 欧米小売業とその比率が 成に動 の間で激化するも ŏ ーシステ 力 11 0 る技 歌くも $\frac{2}{2}$ ブラ] の現 ムを企業 術指 ッ お 0) , メ | Ŏ いける技 場 簡 と思わ ク 0を中 の 主 獐 である。 お カ 0) 戦略 れる。 のと Ì 導 術 内 クスに 心 的 低 間 \mathcal{O}

11

求事項

2、ISO 9004:2000、品質マネジメントシステム-パ

ファーマンフ改善の指金

3、ISO 10012:2003、計測マネジメントシステム―

計測プロセス及び測定機器の要求事項

生要求事項

I S O

機械の安全性 | 機械設計

の衛

6、ISO 19011:2002、品質及び/又は環境マネジメ

飲食産業への適用に関する指針

ントシステム監査のための指針

システム-ISO22000:2005の適用の手引き

食品安全マネジメント

六・六・二八

けるトレーサビリティーシステム設計/開発のための一般原則及8、ISO 22005:2007、飼料及びフードチェーンにお

9、ISO/IECガイド51:1999、安全側面一安全面を規

Н

び指針

格に含めるための指針

機関に対する一般要求事項10、ISO/IECガイド62:1996、品質システム審査登録

11、FAO/WHO合同食品規格(Codex規格):食品衛生の 一般原則(Recommended International Code of Practice General Principles of Food Hygiene, CAC/RCP 1-1969

Rev.4 (2003))

12、参考ウエブサイト:http://www.iso.org http://www.code

xalimentarius.net

参考引用文献

全マネジメントシステム)解説書」(第3版)、平成一九年三月、財進事業:「食品製造・加工業のためのISO22000(食品安1、平成一八年度 農林水産省 食品製造工程管理情報高度化促

団法人食品産業センター

18) 22)))(食品安全マネジメントンステム)の文)方・2、池戸重信・湯川剛一郎・湯地和夫・日佐和夫他:よくわかる

活かし方一食の安全・安心への手引き、日刊工業新聞社、二○○1SO 22000(食品安全マネジメントシステム)の取り方・

メントシステム実践ガイド、㈱ぎょうせい、平成一九年三月一五ジメント研究会、すぐ役立つISO 22000、食品安全マネジ3、監修:㈱日本環境認証機構(JACO)、編著:食品安全マネ

4、ⅠSO/TC34/WG8専門分科会監修、ISO 2200:4、ISO/TC34/WG8専門分科会監修、ISO 2200:

— 21 —

食品トレーサビリティの再構築に向けて

東京大学准教授 矢坂 雅充

はじめに

の回収、 準を超えた農薬の残留や無登録農薬が検出された農産 が続出している。 地•原材料 七年近い年月が経過した。 スコミの まざまな食品スキャンダルの批判に晒されてきた。 一〇〇一年にBSEに罹患した牛が発見され 報 さらに最近では食品 道も日常茶 賞味期限 食品 飯事とな の信頼性が揺らいでいるとい などの表示偽装事件 この間、 テロと思われる食中毒 つ てい 日本の食品産業はさ る。 が相次ぎ、 てから、 う 事 Ź 件 物 産

> 欠かせないことも お ij そのためにはトレーサビリ 理解されつつある。 ・ティ を確 保することが

普及は必ずしも順 調 とはいえない。

L

かし、

日本での食品

トレーサビリ

ŕ

1

システ

Ĺ

0)

識別記 じなくなっているのである。 0 者はほとんどいなくなり、その多くが撤去された。 着してきたとい 正確に理解し ており、すべての牛や牛肉にトレー た牛の個体識別番号を検索すための端末を操作する消費 あるからこそ、 サビリティ・ むろん牛・牛肉 それが牛肉の信頼性を確保しているという認 号が付されて流通している。 ている消費者はまだ少ないとい いえよう。 個体 ステムが構築されているという安心 のトレーサビリティ 識 量販 別番号による検索の必要性を感 店などの トレーサビリ サビリテ 店 は法律で定めら 頭に置 われるも 1 か 認識は定 ティ 心要な てい

他の食品でのトレー サ ´ビリ ŕ イ ステ 4 0 した対応を迅速に行うため

のトレ

ーサビリティ

の必

が

こう

を多くの食品製造

消費者や流通業者が食品表示の信頼性を強く求めて

・流通業者が意識するようになっ

てき 要性 害が発生した原因を特定するとともに、

同

2様の危害リス

Ď

危

消費者に危害をおよぼす食品が判明したとき、そ

のある食品を追跡して回収しなければならない。

過ぎな ビリテ 組みは 保にとどまっており、 < 11 況にあるといえよう。 品産業のインフラとし 者ごとに は . る。 ゖ 、状況はどうなっ ´ビリ 豚肉 自社 消極的で、 1 1) 鶏 1 シー 肉 か 内ある 確立 は はまだごく一 なりのばら 1 ゖ 般に小売 お 0) ´ ビ リ 立は産直 お 生産 7 よそ 11 は ŕ は て位 自 1 食品 流 |業者のトレー るだろうか。 1 1 から小売までの つきがみられる。 部 V 工場内でのト を V 通のような ĺ 確 置 0) 0) 事業者 ゔ サ 葆 サ 品 けら Ý リ ´ビリ して 目ごとに、 ŕ 概 れるにはほ 11 ケ サ が テ いる食品 チ Éリ 菆 ースに 1 1 レ | して り組 牛 が • エ ティ -肉と同 また食品] シ サ 確 11 ステム ´ビリテ 限 シト 保され 事 W ど遠 業者 民定され たでい \mathcal{O} 1 、るに が [の多] 取 11 7 食 事 食 確 7 ŋ 状 + 11 肉

ある。

順にみていこう。

1

生産履

歴情

報開

示へ

の

偏

重

検証 デルがつ と日本のト 組を先行 さら 本で Ź することで食品 を再 食品 こに行政 モデルとしてすす の食品ト に優 「ってい 構築してい レー 市 場 ñ ・サビリ \tilde{O} \hat{O} くため てい シー イン 捉え方は 1 、るわ くため レ | テ フラとし + É \mathcal{O} 1 いけでは りめられ 課 ij か サ ッビリ たい なり の論点を整理してみたい 題 ŕ てトレ が 1 ない 浮 デ 異 する食品 てきた。 0) な か 1 導入は、 が、 1 び • ってい あ サ シ それ (ビリ 両者 が ス 事業者や テ . る。 Е てくる。 だでも テ 4 0 U 違 Е で 1 \mathcal{O} Ū 消 Ĕ 普 11 0 芨 U を モ 費 取

ッ

に応じて、 の課題とし

農畜

産

物がどの

ように生産され

た

0

か

て位

置づ

ゖ

そい

た

のである

2 日 本の食品トレーサビリティ導入過程の

急的 り返ると、 ることがわ 日 な制度導 本で食品 かる。 次の トレーサビリティが導入され (3) I T ような点で、 ①生産履 活 用 歴情報開 重 視 EUとは大きく異なっ (4) 政策 示 支援 ってい 0 偏 .く過 補 程 助 7 を

3

11

なが 的 た。 る。 われ 家畜の飼料であっ 通段階で発生することも多い 流通業者 距 な管 クスとして映っ 肉骨 るなな 農産物などの危害リスクは、 食品 っていた。 離 肥料などの生産資材に関する情 たことが 粉に含 理が普及してい トレー の関 か の開 ほれ BSEの蔓延をもたらしたと考えら 1) 農政 きが、 サビリティ 事 政 たのであろう。 たからでもあるが、 る B はもっ ŧ 0 食品 消 ない そのまま消 S 置費者重! Ε ぱら農畜産 農業生 導入の契機となっ 小 感染タンパ 売業 視 も生 費者 農業生産と食料 産の 消費者に 実際には 0 産業で使用 報 現場 クが \mathcal{O} 産. 転 日本では消費者 の開 換 养 現 とっ 信 が 場 が 加 餇 示に や不 用 た B 料とし 声 ブ 0 Tざさ É 7 高 処 情 集中 SE に主 は 理 n ッ n ク 企 Ġ 7 7 ボ 業 使 流 が

一げる農 発さ 録 \mathcal{O} ソ L 水省 れるように J 1 | ス 情 テ , の端: F 0) 4 報 نې I 1 G. 末や V 機 になっ] 器 C わ 携 ゆる生産 A + が 帯電 グ ビリテ 開 を活 発され 話 で閲覧 用 1 履 して、 • 歴 て 11 システム開 情 する つ 報 栽培 た。 を消 ス 記 0) 者 発事 テ ち 情 4 に に 報 業 が 取示 匆 な ぞ ŋ す

事

け

られ

る所

為でもあ

履

みとして位置づ る。 ように、 通の |を把握できること」(C 本来、 一産履 特定の一 流 歴情 品 通 履 0) 1 けられてい 報 つまたは 歴情 \mathcal{O} 崩 ĺ 報 示は、 + 0 ·ビリテ 複 把握 o . る。 数 d より 0 e が基本的なシステ 11 流 段階を通じ x委員 高 通 は 度 経 生産 路の 0) 会 付 と定 て、 加的 特定がで 加 な取 義 食 Ι. L 3 品 お きな で ŋ n \mathcal{O} ょ る 組 あ 移 75

ど の I 普及にとっ 報を広く消費者に開 サビリティ」でしかなく、 の情 Ť 報 を 8 的 ステムとし 駆使する必 制 大きな 度導 いう状 示するため てト 況 障害とな 要 を が 作 あ 1 ν レー ij, n É 出 + つ は ビリ た。 サビリ 0) ち さらに にみるように、 イン ティ ぎ テ ター つ を捉え、 1 生 シス ネ ッ 履 歴情 テ 1 4 な

者の写真をみることが

できても、

それは

中

抜

きト

V

]

などがイ

ンター

ネ

ッ

トを利用して栽培情報

や農

場

•

生

産

11

、まま、

産物

食品

に表示され

た識

別

記

消

費

者

食品トレーサビリティ・システムはさまざまな事業

*業者の 構 歴 発揮され 成 0 され 追 協調 跡 えるフー と連 そ 及 携 B 0 K. が 信 表 チ ŧ 頼 示 エ とめ 性] \mathcal{O} ŧ 信 ン 6 高 0 頼 にまる。 性. 取 確 組 となるときに、 保 1 農業生 ンフラとして位 つ 産者 た 機 や食 能 が 流 品

てい 普及し て捉える視点がやや希薄であっ 日 たといえよう。 本では なけれ 1 ばなら レ 1 サ な É ij 11 ŕ 新 1 l • た。 1 ス 制度」として考えら (テム むしろ緊急に導入し いをイ ンフラとし

でも 達に <u>Fi.</u> フ 経 \mathbb{H} うとする法律 11 収れ 破 F 、 て 牛 めめ それは 本 ばならなかったからであり、 n つ 7 で 関 とも 七 万頭すべてに耳標を装着 たからであろう。 以する特 -の生産 九] 年 BSE感染牛 ない。 八 0) いえるほ 六年に 規 つには、 義務 別措 から 則 中 を全 Е はどきわ 1 ゔ Ū 牛 置 0 年七 牛 でもト ギリ 肉の 法 個 面 が発見され 体 的 • 月に 法律 識別 0 が二〇 に改 小売まで 8 スで B 牛 V 7 肉 定し 施] 短 0) 0 车 またそ E S 行 サ 7 た 期 1 \bigcirc たものであるが、 ´ビリテ から一 め 個体 Е さ U \mathcal{O} 0 間 V 年六 罹患牛が発見され ñ 規 Ó 流 春] -:識別番! 導 뗈 情 涌 \mathcal{O} n サ 7 月に 年 数 が一 No. 1 報 履 入 ビ 半 歴 ij る。 0) 0) ケ 定の 七六〇 管理 を捕 号に 普及 月 テ 導入をビ あ 成 まりし 間 1 立. 一及び にもとづ する。 説捉しよ しなけ を常 成 それ 功 か 伝 兀 識 I T 活

用

重

視

肉 から一 急であっ \mathcal{V}] た + 车 かがが ÉIJ あ ずま えわか n テ Ó 1 る。 時 • 間 ス が 経 テ 過 4 構 L 7 築 が 11 る。 11 か \mathbb{H} 压 本 速 \mathcal{O} 牛 か \sim 牛

票や

トへ 6 涌]

帳によって記

録され

た情

報

食品

 \mathcal{O}

応づ

り

その 0)

記 程 1

録

が

保管され

なけ 該

n

ば 0

なら

な 番

帳

理

• \vdash

流

など

I.

で、

食品

と当

食

品 は

識 生

别

묵 加

が T.

対 処

サ ´ビリ

ŕ

を確保するため

É

流通

履

歴を遡

つ

た 記

り、

追

跡することも

可

能で

あ から

T

な食品 にも現 品 る食品事業者の認 ととなっ ように、 工 /ラ整備 う行政 Ŏ 五 品 をアンケート 支援拡大の契機となっ %を上 産業にト に ま におけ 年 表示偽装事 n -の食料 の危機感があ それがト 回るという目 ている。 るト レ 1 $\dot{+}$ ゖ 調 食品 • 農業• ´ビリ 作が 長期 レー 五年 査で推定することも難しい。 識] がが -+ ´ティ` ´ビリ 的 相 レ 1 5 曖昧な状況では、 標が掲げら で生鮮食品およ # 農村基-たとも、 た。 ´ビリテ な視点が徐 次ぐなかで、 ディ を導入しなけ サ トレ É 1 1) 11 • 本 えるが、 ĺ 導 ñ シ 計 テ が々に 入に対 た。 サ ステム導入 1 画 短期 É 一で設 75 0 ń そ ij すぐあ 加 普 ディ ばなら する政 定され 及目 間 かえってイ 0 工 普 度 Ū 0) うち にた とに 岌 品 さまざま \mathcal{O} な 1 0 策 I 低 た が <u>ر</u> 度 4 11 11 補 が 11 کے بح 食 合 る Ŧī. す 助 加

など テ ス リティ: る。 などが ば、 者 0) 消 1) 0 Ι ムとして受け ることが否定さ 詳 Ť もっ 費 ŕ \mathcal{O} コミュ 1 水省 牛 :細情報を消費者に提供している地 1 る。 者が生産 0] とも迅 ・サビリ -タでの 層 活 のような新 の検索システムとリン 情報を検索 インター • ニケーシ 牛肉 の信 用 0 Ō 顏 が よう 者に 最初 ティ 記録 速な 止 頼 の見える関係づくり トレー 翼 ぁ ñ ネ . ツ 保管が 遡及、 6 係 3 直 から • てしまうほ れて を深 ン手 接問 サ シ 紙媒体でト トで牛の V ´ビリ 具体的 ノステム 仕 閲覧できる仕組 小める上 組み 追跡 段 のぞまし 11 ったのである。 合 テ クし 1 が を活用することによ 個 に検討され の構築を図 を実現しようとすれ わ 体識 で せることもできる • Ι 有 生産者や事業者と消 懇談会も システムでは、] て、 1, 効 Tを活 別番号でトレ サ ´ビリ 方自 生産履 E U みが導入されて であると指摘 てきた。 つ た日本 用し ŕ 治 よりも遅 \vdash 体も 歴情 たシステ を 消費者 一では、 ば 確 双方 ある。 1報など って、 たとえ 保 サ サ

向

1 関連 多くの 0) ステ つであ 食品 が多く登場 4 0 事 ると考 ¥業者が 7 ´フト

えて 食品

いる。

実際、

1

]

ビリ

1

シリ

サ ッビリ

ŕ

は

Т

開

発

Ġ

計

量器やラ 虚り

ベ

ル V 1

印

字 + Ι

機

I

Τ

花

 \mathcal{O}

様

相を呈

して

政策支援 補 助

システムが構築され

運

用されてい

産業の などの 運営するケ [の基 団 本的 まえ た任 ースもあるが、 な姿勢であ ファンド サビリティでも、 意 \bar{O} 取 などの負 n 組 基本的 一みで 義務化され あ 担 中 でト には -央デ ると 食品· 1 ている牛 ・タベ ぅ] + 事 \mathcal{O} デ業者や É リ 1 が - スは 肉 テ Е 食品 鶏 的 1 玉 U が 卵 各

1

]

ゖ

´ビリ

ŕ

0

導入

は

食品事業者

社

書

7

6

代表的 こととも関 ておこう。 ぽう、 なト 個 体 シー ||連し 識別番号の中央データベースを除 日本では政府の緊急施策として導入さ サ て、 (ビリ さまざまな支援: ティ 導入のための支援助 策が講じら 11 成 て、 を てき 玉 ñ 列 挙 \mathcal{O} た

クに陥 頭への 用で二八・五億 担するの 五億円 -サビリ 機器にたい は 耳標装着が っているときには、 かを検討 が 助 いする負 成され をできる限り 鬥 牛 行わ する余裕はなく、 肉 担 〇二年度以 1 いる。 補 V 助] 耳標 早く導入し である。 サ 耳 「標を誰、 В É 降 1) S 0) Ĕ 無償配 は テ がい で牛 前者 無 1 しなけれ 償 導 で つどの 爻 \ddot{o} 肉 配布 およ 市 みでおよそ三 0) 年 ため ば 場 なら よう 度に 75 が 装 7 \mathcal{O} ニッ É なか 資 着 牛 負 費 全 ν 材

成

0)

業者に川

ス

する事業に一

一億円

食肉

小売店

0

コ

GX.

靐

などを中

小の

食

肉販売事業者

や外

も法

律施

行

を控

ル

海

] タソフト 提供 などで七億円とい つ た 助 成 置 が

る。 が負担しているの して行う第三者検査などによって、 て、 で D N A が 一 ら購入したサンプルと同じ個 場で予め採取され 営されていることを検 システムの信 保管されている。 また牛・牛 システムの信頼性を担保しようとして EUでは事業者 毎年約5億円あまりが 致している 頼 肉 性 1 農政事 とは対照的 が たすべ 担] の内部検 保され 証 ゖ ての牛 Ý リ かどうかを確認 務所が小売業者や外 するため 立である。 査や外 ŕ てお |体識別番号の牛 肉片が家畜改 1 支出 n • | 部 検 シ そ I され 0 ステム 査 検査 0] することによ 経 ・サビリ 行 食事 機関 肉片 良事 政 が るの 適 が ティ との 業団 担 IE. で あ 間 か 運

引き された。 やすき焼きなどの 成されてきた。 ために農水省から • 配布である。 との をはじ また 類 } 1 8 力 レー 「食品 丰] れらの 料 日 サ + ビリ ビリ のダ 理店 ホ 本では牛 1 A V ディ イレ 牛肉 ŕ 手引き書] にも *)* イ * サ ´ビリ クト 鶏 導 肉 導 シ 入され、 ステ 青果物 | 肉 入のちら ティ メー は 食品 ĺ Ĺ 豚 導 肉 ル サ 鶏卵 その ŕ こと ステ でチラシ L や手 0) つ 周 テ 引 導 商 た 知 1 きが 爻 が き 品 殖 が 定 魚 0 配 焼 \mathcal{O} 布 作 0 肉作

表 トレーサビリティの開発に関する補助事業の推移

年度	事業名	補助金額(千円)
13年度	安全·安心情報提供高度化事業	168,417
14年度	安全·安心情報提供高度化事業	149,336
15年度	トレーサビリティシステム開発事業	360,812
16年度	トレーサビリティシステム開発事業	357,903
17年度	ユビキタス食の安全・安心システム開発事業	1,197,662
18年度	ユビキタス食の安全・安心システム開発事業	1,200,000
19年度	ユビキタス食の安全・安心システム開発事業	1,069,000

注:18年度、19年度は予算額 資料:農林水産省 消費・安全局

> まえて、 る事 導入 ビリ いる 解説 を導 ビリ イント レ な 流 業者 を広 をふ のポ 入 進 テ が L 涌 す な す 1 11 す 1 サ 7 +

る。 区 助 0) 切 情 してい アンド + 事業として こう り ´ビリ 報 、 る。 とされ した政 ディ ノステ • ス 政府 に関 , る 三 ム高 1 策 0) . ツ 限 補 の支援も する予算額 カ年が経過 界を示すことにも 度化に + 助 プとでも ビリ は 寄与し たし テ 11 1 過性 した一 は か 11 • うる政 てきた のも ス 1 一〇〇八年 なっ テ V Ź のとなって 策 が] 開 た。 補 \bigcirc サ 発 万円 Ľ 助 11 -度食 は 1) 0 補 つ 変化 ぽ テ 助 ؤ ئ ر と 品 ッ 事 1 関 激 1

直

减

レの

ユ

補

連

食品 テ 1 \mathcal{O} が一○億円を上回 たことを受け 開 Ź 畄 - 業現場の 推 発に 択されてきた。 つ <u>|</u> が 進 ス 滑 た最先端 関 は テ な導入を図る情 لح ん間 はする補助 コも] 事 環境に対応 サ ĺIJ 度な て、 0 0) 業の焦点は 0) 支援 情 連 獲 事 上表 報シ つ テ 1 情 てい 業 では構築できないことが 1 ŏ 報技 0 は ンステ した対 1 1 \mathcal{O} 開 移 る。 普 推 玉 + V Ŧī. ĺ 汞 车 ´ビリ 移を示 Á り、 術 及 0 がが 食品 + 同 度 1 0) 応づけやラベ 0 から 政策課 時 崩 1 開発から V ij 発が 事業 1 している。 V Ó] テ + ÍIJ 治間 題とし モ ス サ 1 1 ´ビリ 導 F 年 テ V 芄] 間 テ ル ル 4 V 0 わ 基本計 テ 事] 7 事 印 + は 情 業者 提 補 業 開 か 1 サ ビ 刷 報 手 発補 ビ 1) 示さ 助 ス つ • 伝 7 1) テ 金 テ 法 シ \mathcal{O} 画 連 n ス テ 1 額 助

品トレ ーサビリティ・システムの弱点

にト 速さで制 は 品 Ì サ ´ビリ 度化] + ディ ŕIJ させるとい 肉 1 ŕ • V] 1 導入過程にみられ ス サ ・ビリ う成功をもたら テムの弱点をもたらすことと ティ • システムを未 た たが、 「日本 己 B 曾 時 有 L

なった。 1 顔の見える関 その 例を挙 係」 げ てみよ 0) 信 頼

向 + ヤ 〕消費 に拍車 の信 ´ビリ 生産 な関 顔が見 売所 見を直 ディ 層 報 頼 が開 係 が 性 歷 だとして に結す かかか 情報 える関係 などで対 を ・システム 示される流通となってますます広 る流 る。 崩 顔 展 0 示にこだわ 開 面 涌 農産物の直売という文字どおり 莧 と同 は するとい は 「える関係」で担 情報技 栽培 11 つ 視されるように つ · う空 た情 履 歴情 術 蕳 報 が 一保しようとす 活 的 報 シ な制約 ノステ や農業生 用 され な 4 をか 石がっ り が 産 1 7 食品 か 生 Ź] 者 チえい] \mathcal{O} 産 偱

> 的 でも 5

れたト てしまうと、 事 付 を節約したマ シリ 加 てト 的 な ゖ その ビリ システム ĺ /ティ. 無 + 機 Ý リ シ 3 の構築 能ぶり ŧ テ ひとたび 0 1 を晒 がが ように、 \mathcal{O} 進 基 食品 してしまい 本 むこととな 的 事 故 時 期 組 かね 事 つ もてはや 件 が .が起 な う

磔 浦

工

(2) フード えよう。 食品 危害の 広 チ が エ n] 0) ン 防 \mathcal{O} ij 止 をはじ ス ク管 理認 8 とす 識 る基 \mathcal{O} 低 本 的 な

1

 \mathcal{V}

ある。 生産 企 入する事業者に対 テムが採用し 一業の食品に ŕ 商 ント + 生から 1 品 むろん、 こリティ シリ 情報の表示をもとめ、 いるとい 小小売 11 ゖ たるま うい てい (ビリ 0) 、えよう。 機 、るコ ティ てはチ で Ċ 費 能 つ 0) まで] か 0) 0) 流 の食 構 関 F. 自社のト 工 通] 履 様 0) 心 築がきわめ 式や 品 ント ラ ー が 可 歴を把握 高まら 能 加 情報 F な限 レ | Τ. V チェ 事] な ŋ 媒体でト サ 業者は、 7 サ L 原料 É リ 難] ビリ てい 11 ・ンを ï \mathcal{O} 生産 る。 テ 11 いからで・ 原 1 1 料を 特 から < 食 が] チェ サ シ 品 定 最 ス 0)

でト な そ \mathcal{O} 5 F. サ 10 ´ビリ チ 多く 工 ŕ たト 1 のばあいは を導入しても、 \mathcal{O} シリ 標準 サ 特定 ĺIJ 仕: 様 \mathcal{O} テ 食品 1 ō と発展 0 事業者が 取 ステム 組 す が、 自社内 はそ そ \mathcal{O} 食

よりも、

+

ÉIJ

テ

は消 }

|感性

に直

接

え

表

公示の信

頼

催

を

保す

ラると

た観念的 限にとどめ

な機

能

され

食品

危害が発生したときの被害を最

L

T

たな価

値

付

け 6

加

えようとす

ń

議

が

少 つ 訴

は 品

中 を

抜

サ

・ビリ

テ

1 ば、]

 \mathcal{O} 協 ビ \mathcal{O} つ 小

取

n ox

組 調

み

が

ょ

n な 7

能

が

もとめ

7

た。 1 担

 ν 費者

+

ij

ŕ

1

ょ

情報技術に

による

シシス

ヘテム

 \mathcal{O}

効

率

構築に 流 セ ĺ φ 亷 消 # Z ´ビリ 極 Ĺ $\overline{\mathsf{F}}$ 的 GK. ŕ は な これ か 途 者 な 一絶えてしまう 6 は か Ó 波 1 事業者 1 及 Ĩ な サ É リ 0) 製品 とり] テ -スが多 1 納 • わ け 入とと 食 ス テ 品 Ŧ 4 0)

取り ンター チェー ステム いう視点は 態が基礎とな めり方やな れてこな それ 組みに えよう。 するという考え方が支配 プロ は ステム \mathcal{O} ンを構成する事業者の業界組 危 開 か フ 害管 フェ ない。 識 1 発 つ 0 F が • つ たからでもある。 チェ 理 普及母 ッ 展 ており、 希薄で、 E U 開 \mathcal{O} 認 3] ŧ では 体 識 ナ ンとして食品 食品 ĺ となっ 司 個] 0 差を反 団 ジフー 別 じ F, 産 存 的 企 チ フ 7 ĺ 業界 業に F だからであろう。 業の エ が 映 チ ĸ 11 1] . る。 おける事業者組 エ チ 組 責 危 織 ン 害り ĺ] 任と負 て、 エ 織 がほとんど設 **|** 0) ーンにも サ は 個別 シー ´ビリ 同じ Ź 広 ン ハクに対 0 担 が ティ 事業 業種 n とづくイ 事 サ が 業 É フ ŧ 不者と 笠 ĺ とで 者 1) 弱 織 処 業 テ さ F. す \mathcal{O} \mathcal{O} 11

て、

ファッ

クスつまりコピーでの

届出

な

E

U

速で効

率

的

な仕 Eを認め

組

4

が

採

件も発生した。

オリジナ

ĺV

文書

 \bar{o}

)郵送

届

出

を基

本とし

での

届

茁

0

発生に

加

えて、

修正

液での改ざんに

よる

虚

偽

届 る

出

の送

信

工 ク

ラ

ラネットの活 体 識 たとえば、 取 り込むことに 番号の が認められてきた。 用 登 鍄 とともに、広く \mathcal{O} ŧ 出 報 告では、 0 移 動 裏面 時 イン 普 及し 義 ター 務 7 づ Tなどによ ネ H る 6 ブファ 1

Þ 7

Ż

個

ッ

ス

 \mathcal{O} 物

応づけやその記録保管を省略する傾向も進 れた反面、 くらべて、 また小売業者が 送信費 信 頼 性 Ĭ が安く迅 が揺らぐことに レー サビリ ŕ たな・ 1 を 確 保するた $\tilde{\lambda}$ で . る。 8 \mathcal{O} 用 卸対

ぞれ サビリ 業者へ 売業者 求 則 1 کے ツ する事業者も多く、 る事 食品とそ サ ´ビリテ の検品 ス テ \bar{O} 業者 れも 出 テ 荷 Ź のニー コピー [レス納] 作業 0) 0 システ 1 原 情 識 情 別 報 が 則 報 ムは ・ズは、 によ 温が ステ 記号 コンピ は 的な考え方から 技 術 出 煩 ´ムの 出荷 る効 日荷者 ご 進 雜 0) を ox 駆 対 W ユ な検品作業は省 使 応づ んでい Ġ (事業者と入荷 率 「が保管する納 信] タ・ もするとト 頼 化 け た 性 0) 外れ を行 シ を担 効 仕入れ ステム 率 0 つであ 保 うとい 7 的 事業者 することを が 品 な た食 れることが 情 化 おそ <u>う</u> 報で ス がそ 品 7 } テ IJ ν 力 小 0 売 バ

込 ŧ

 \mathcal{O}

工

つ

T

運

営

が

図ら

れてきた。

しか

それ

は

情

報

技

術

 \mathcal{O}

弱点をその

4

n

ス

テ

4

0

頼

担

傾向 などの とが当然視されてきたといえよう。 サ 分がとられてきた。 示 ´ ビリ が担 Ď トレー 事 が \mathcal{V} 実が 7ある。 公的 ŕ + 法やJ 対明ら ビリ サ 機 7 'n ビリテ 関 D ディ か N に 1] る必必 に Ā Α よる検査や監 サ になっ 1 S 鑑 ´ビリ が 行政による規制や取り締まりに 要が 法にもとづく告 定や帳票検 社 • シ ディ た事業者にた 会的に信 ノステム たある。 • 視にその役割を 査 賴 \mathcal{O} 日 ステムそ 本では、 され、 信 などによって虚 発ある 頼 11 性 を担 て、 機 0 ŧ 能 V 牛 一保す は 期 政 \mathcal{O} l 勧 1 待 事 \mathcal{O} 7 るこ 告 偽 務 ょ Vす 信 11 5] 表 á 処 所 <

負

者がト

レー

・サビリ

テ

1

•

システム や取

の運 強

方法 B

0)

改

ゃ 事

運

ることを検

証

す

かし、

こうし

た規

制

締

り

化

は

食

品

業

法であっ

システムその

政

取

ŋ

 \mathcal{O}

渦 組 ŧ

0)

依 崩

存

たは、

違

反

人さえし

な

げ <

ħ

ば

ょ 行

さら

!は摘

発 度 み のが適

だされ

なけ

ń

ば構 法律 つ 崩

わ

な

11

とい

・う意識

をも

が

ス

ヘテム

改革

途

を

塞ぎか

n

関

心 0

が 負

成されるとい

泊ら

担

で

検

証

信 テ 自

頼さ 4

n

ステ

+ あ

ÉIJ

ス \mathcal{O}

 \mathcal{O}

信

頼 \mathcal{O}

性

を

る効率的

な仕

Ó

発 正

どい

た取 され

組 7

は 11 用 か

生

れに

Ī サビリティ の

であ ため とっ システム が重視されよう。 担に 11 \exists ñ 7 のだろう 本 欠か - の食 . つ ば、 は たといえよう。 が導入される時 11 平常時 んせない 7 | 品 \tilde{O} か。 0) ν 1 合意形 i ĺ Ĺ いうな 公的な資 什:] サ 0) 1 Éリ くつかの ・サビリ 組 システ 漢題. 温みとし 成 ŕ 蕳 などより Á を節約するため 1 0 を テ 金の投入や取締 解 に て認 論点を提 1 。 の 対 決 が ŧ パする理 消費者や 転換であ してい 識 導入 解 か 食品 ĸ 0 る。 T なけ n 定 は必 醸成 は 要する時 おこう。 緊急対 n 事 要な手 や経 子業者に てい 新 l い間 費

な

であ に対応 保に してい けてい ため テム 向 Ó か ĭ けて く 必 くならば、 恒常的 適 るとい 主 した業界組 食品 織 的 正 要があ な 企 1 が 広が シス な仕 1 えよう。 運 画 事 業 用 • 調整 緊急時 を 織 る。 組 テ + 7 検 ÍIJ Ź が 0 み、 構 証 再 機 たとえば、 11 | 能を果 平常 ŕ 編 くため 築を するため V 対] 成 1 応を 時 + を 進 た 0 8 ビ 1 Ó 食 環境 1) 7 1 11 システムとして位置 品 0 V しうるフ ま 1 いテ V0 ステ サビリ 1 信 1 くり 度根. 取 \mathcal{O} サ 頼 引 ビ N] 性 本的 事 要 検 テ IJ F. を 業 性 杳. チ テ 確 者 に見 1 保 エ グ 理] 0) す 直 ル ス 確

ょ

をトレー

+

ĺIJ

を最 なかで、 示され きたといえよう。 格を強くも 会システムとして支えられていくことになる。 様な食品 いを強 消費者 構築 頻発している。 とどまら を定着させてい 会の がが 限にとどめるため るように、 社 ば 認 未知の食品危 な グロ 証制 セー 会的に欠か くように つようにな て評 度が登] フ ゼロ 予 バ トレー 価される食品 テ 昨 ル化 .く議論 1 測 今 なっ ネッ ŋ せなくなってい リスクをもとめ L の冷凍ギョ 害リスクに 場することで、 ている。 避けることの 0) した食品生産 サ ビリティ導入を前提とす を進める必 トレー 食品認証 トとして、 0 展開 に晒され ウザ サ それはたん ź リ 制 農薬 食品 食品 一要がある . る。 るのでなく、 できな • 度の魅力を削 ŕ 流 ているとい 1 混 通 1 グ \mathcal{O} たなる! 信 11 入 0 事件 食品 頼] 広 バ ス 可 が 性 + . う 危 る多 危 能 は り 危 11 汁 \mathcal{O} で

> 値を支える仕 価されようとし 取っ るト 循環、 とい システムが支えていく 費者の食 てい . レ ー ステ つ た原産 <u>ر</u> 品 物福 サ 4 組みとして位置 の ´ビリ てい とができるように、 の信 祉 地表示にとどまらず、 再 ティ など、 構築に向 頭を回 . る。 • 多様 その情 面 け 回づけら 復 ステ も重視されるべ た議論 な農業、 ノムは、 報 新 れることに 食品卜 たな食品 表示の が 必要に 新た 農産 自然環境 な食 きだろう。 品 真 物 な 辵 な] 0) 0) んる。 さを 品 保全 価 サ 価 7 ビ 値 値 0 1] 担 を 価 が

ビリ

テ ま

機 7

を

前

提 示

とする食品

度

0

華

及

で

産

は

0)

信

頼

性

を確

保 証

するとい 制

・
うト

]

+

ざまな食品

制 度や地

度

設置され

るが、 売業者

J 1

Á

S 能

制

方自

治

体 てい

> などで、 開

さま

資 源

しし

ij

´ビリ

ŕ 証

1

0)

確 がが

保を

明示

したもの

Ú

少な 認証

認証

保す

る消費者

Ö

信頼を担

保

しようとしてい 団体の公共性で、

る。

それ

が逆

消

証表示に

対

す

費者ニー

ズからはずれた認証要件、

御墨付とい

つ

た性

選び テ

. イ

る。

制度を管理する行

政や

— 31 —

生乳の安全・安心の確保のための取り組み ~酪農サイドでの対応~

社団法人中央酪農会議 総合対策課 古橋 佳也

はじめに 本稿では、国産生乳の安全性の確保、

整理することとしたい。 する諸問題等に触れ、 頼の獲得のための、 酪農サイドでの取り組み内容 今後の実施の上での課題について 消費者からの信 直 面

1 国内の生乳・牛乳乳製品の流通形態と特殊性

態を整理する。 者の視点に立った安全性の確保を考えることは困難と思 ような経路で消費者のもとへ届くのか、一般的な流通形 まず、国内で生産された生乳が処理・加工され、 流通形態の特殊性を踏まえないと、

(1)酪農家段階・集乳段階

酪農家段階では、 複数の乳牛から生産された生乳が、

> 農家からの集乳段階では、 さらに集乳ローリーで混合されるわけである。 家を回り、 数の乳牛からの生乳が、 酪農家の庭先のバルククーラーに貯蔵される。 各々のバルククーラーの生乳を集荷する。 酪農家の庭先でまず混合され、 タンクローリーが複数の酪農 いいで

(2) 乳業工場への送乳段階

場へ生乳を搬出 ①酪農家から集乳を行ったタンクロー 大きく分けると二つのケースがある。 集乳段階から乳業工場へ搬出(送乳)されるルート IJ が直接乳業工

②集送乳の拠点としてのクーラーステーション へ一旦搬入された後に乳業工場へ搬出 図 1 C S

生乳を積み替えて、 乳がCSのタンクで更に混合され、都度送乳ロー ②のCSを経由する場合は、 広範な地域の乳業工場へと搬出され 複数の集乳ロー ij リーに 一の生

酪農家1 CS1 cvs B乳業 CS2 CVSセンタ 乳業工場 バルク 集乳 クーラー 送乳 搾乳,牛 製品配送 ステーション (処理加工)

生乳・牛乳乳製品の一般的な流通経路

、の処理 加工、

柔軟な送乳対応が行われ

いる。

れる生乳量と、

広範な乳業工場

から

の生乳

才

]

ダ

量

応じた需給調

域 0)

的 苒

記な流通 編

形

態が

べより 彩化

加

向に

にある。

CSでは

集荷

•

大規模集

この進 増

展等 傾

から、 技 搬

CSを経

由 乳 常

した広

C S に

ける生乳

搬

入

は 0

日

々

恒

的

質保

持

送

術 出

高

度

(3) 乳業工場での製品へ 配送

に処理 乳の生産農家や生産地は、 せざるを得な CSを経由 遍 広範な地 %では、 • 加工され 域から生乳が搬出され、 酪 した送乳の場合、 『農産地である北海道 特に、 る。 本州の消費地を抱えた大規模 需給状況等により、 乳業工場へ搬入される生 多様な牛乳乳製品 九 州 地 域も含 日 々 変 化 乳 8

(宅配中心)、 処理 生乳・牛乳乳製品の流通の特殊性 量 由しコンビニエン 販セ 加工され ③ C ンター た製品 V Ś を経 (コンビニエン ・ススト 由 の主 量 一な配送先は、 販店 ア スストア) ②牛乳販売店 大きく分け セン á

たの 合等 こうした流 が CSで混合され 表 0) 過 1 **-**である。 程 通形 を 生産物 態を踏まえ、 元 るまで 々 は 0 1 \Box \Box 頭 ッ ツ \hat{O} 1 生乳の各段階 一の変化は 乳半 \vdash \mathcal{O} 拡 から生 に着 大を繰り

Ħ

整

璭

で

 \mathcal{O}

流

通

産された生

返す。

C S

の送乳段階で縮

小

細分化され

乳業工場段階

疑わ

ħ

る場

合は、

すぐに廃

棄処分となる。

また、

業工

等は除く)。

質等の 抗生物質検 H 製品 ロマの 検査が行わ 査等 出 \Box と処理]]] が厳 れる。 毎 加 Ī 0) だ行 計 工された段階で再び縮小 それぞれ 量 乳成 われ 乳成 んる。 酪農家 分・ 0 分• 検 細 乳業工 細菌 菌 査の 毎 数 結果、 場の 数検 集 残 乳 留 杳 す \Box 異 抗] 段階 常 残 1) が 物 留 Ì

場での 11 乳牛レベルまで、 する危害はほぼ したことか 菌 対象物 しかし この場合に、 製品 微 が 生物 製品 液 -変化が 狀 降から Ď, ば死 区分管理を困難としている。 であることが、 万が一の事態が発生した場合の原因 の処理加工過程 障 排 滅 製品の安全性という面 集乳 壁となる。 原因 除されるといえる。 もしくは最 究明 • \mathcal{O} 酪 流 通形 農家段階 混合もしく (殺菌 追跡を行うことは 食肉や青果物等と違 態の特殊性、 小 限に 処理 は 抑えられ 等 での、 場 細 合に 分化 生 乳に ょ ||突明 る。 有害な まぐる 必要であ 0 つ ては こう Ó 程 由 デ 生 Ŭ た 来 細

∠ 生乳の流通情報の追跡・遡及

ビリ 食品 ・ティ とは何であろうか。] ゖ ´ビリ ŕ 品 ´٦ _ 表示の妥当 が 私 まず思い浮 が 性等 消 費 を 者 か 担 の立 場 るも | だ 立 V 1 サ

> 困 こうした形での 生乳・牛乳乳製品に関しては、 0) て、 近いものと理解されているように思う。 る。感覚的には、 「難とい 身近に わざるを得ない 流 感じるのは、 通 履 消 「生産者の 歴 豊者へ 等 を 示 消費者向けに原料 の安全性の 顏 産地 が見える」とい 安全性 や生産者を限 流通特性を踏 訴 を 求が、 しかし 訴 えるも 、 った P の生産、 定し まえると、 しながら、 般 飲的には R

乳製品 きること」である。 手引き(一五 通・販売の各段階 ドライン策定委員 トレーサビリ それにより の場合に可能なのかどうか。 年三月 追 ŕ 跡 で、 会 1 では、 0) 遡及 定義 によると、「 食品 食品とその情報を追 こうした対応は、 は、 のトレー (トレース) できる事 食 生産、 品 各段階での記録情 ・サビリ 1 i ĺ 処 ・ティ 理 # 生乳 ij 加 導 ず項を 遡及 入力 テ 1 報 1 表 0)

2に整理する。

0) した場合、 |酪農家段階までのトレー 集 、える。 出 理 が行 荷単位となり、 ように、 記 各段階 しかし、 録や 7 現 情 の事業者が一 行 実際 報の対象となるロ 0 な 遡 記 及すればするほど対 0 録 ため、 1 スは、 レ 情 体となっ 報 迅 等に ス 速 を 般 性 シミュ ッ 的 ょ トが、 に た流 に り、 は は 象範 欠けるだろ 通管 製品 可 それぞれ 能 であ 開 シ 段 が 3 階 る か

生乳の安全・安心の確保のための取り組み •

表 1 生乳・牛乳製品の一般的な流通経路流通

	段階	行 程	生産物のロット	ロットの規模
1	船辰 豕段陌		乳牛単位→酪農家単位	拡大
2	集乳段階	複数の酪農家から生産された生 乳が集乳ローリーで混合	酪農家単位→集乳ローリー単位	拡大
	3 CS段階	複数の集乳ローリーの生乳がC Sで混合	集乳ローリー単位→CS(タンク)単位	拡大
ا		ローリーへ箱み巻7	CS(タンク)単位→送乳ローリー単位	縮小
4	乳業工場段階	複数の送乳ローリーの生乳が乳 業工場のタンクで混合	送乳ローリー単位→乳業工場(タンク)単位	拡大
5	処理·加工段階	乳業工場のタンクの生乳を製品 へと処理・加工	乳業工場(タンク)単位→製品単位	縮小

表2 生乳流通の各段階での記録等による情報と特定できる事項

段 階	記録等	特定できる事項
最終製品(牛乳乳製品)	製造所(工場)の所在地、製造者(乳業メーカー)の表示 (食品衛生法「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」に基づく)	製造工場 製造年月日
乳業工場段階	乳業工場での日々の製造記録 乳業工場の受乳タンクの搬入記録	受乳タンク(複数) 送乳ローリー(複数)
送乳段階	送乳ローリーの運行記録	CS(複数)
CS段階	CSの生乳集出荷記録	集乳ローリー(複数)
集乳段階	集乳ローリーの運行記録	酪農家(複数)

の生産物の安全性を客観的に証明でき 農家や乳牛を特定するためには、 生産・飼養管理履歴の記録の実施であ にかつ確実に行うことである。 段階での品質管理記録等を、より詳細 定できるよう、集送乳段階や乳業工 ないと思うが、当面の対応方向として 家段階での生産履歴 よる混乱が防止できるのではない にでき、 の事故発生の可能性の自己検証が確実 ズ等を睨み、今後も考えなければなら では可能であるが、 二つは、酪農家の生乳生産段階での 範囲・コストの妥当性・消費者ニー トレーサビリティの高度化は、 なにより、 以下の二つが考えられる。 表2では、 つは、原因となる範囲を迅速に 危害の内容に応じて、各段階で かつ不用意な追跡・遡及等に 個々の酪農家が、 多数の酪農家の特定ま 最終的 の記録が必要であ に個別の か。

くなる。

原因ル

1

の迅速な特定が

が困

ズには応えられない Ŏ たなけれ ば、 のではない 食の安全に対する消費者

3 を一八年度より 生乳の安全・安心確保のための 敦り 組

検討の結果、 の安全性 を受け、 \top 五年 こへの 場 中央 具体的 。 の 、酪農会議では、八年度の食品 度の食品 HACCPの導入について検討を行った。 H |確保のための検討を行った。 トレー な実施にまでは至らなかっ ACCP認証制 モデル 衛生法 サビリティシステムの検討も含む、 的な実施方針の作成は行ったも 公の改正、 度の開始を受け、 食品安全基本法の施行等 衛生法 しかし、これらの . 1 生乳生 嵌 É また、 生乳 産段 0

制が、 酪農サイドの対応 る食品の流通を禁止する、「ポジティブリスト制 る物質に残留基準を設定し、 小の検 一五年度の食品衛生法の改正により、農薬等に含まれ を一八年四月 討内 一八年度より行 一容も踏まえた総合的な対応協議を行い、 な体制整備 「生乳の より開始した。 の検討が、一六年度の段階で遅れてお が求められていた。 われている。 安全安心 基準を超えた物質が残留す 0 確保の 実は、 このため、 ための この 制 度 取 度 以下 の規 組 従 \mathcal{O}

1 飼養 衛生管理に関する管理基準 重点管理 基準

0

特に法律等の 基準」とする 家が \dot{O} 飼養 観 * 衛 産現 点から最低限行うべき基準を「重点管理 場で自 生に関する管理 主 的に実施すべ 「基準」 き事 として設定し、

(2)生乳生産管理チェックシートの 作成と自主点検

ための、「生乳生産管理 衛生管理等を実施し、 その履 エチェッ 歴を記帳 クシート」 を毎 記録 年作 Ĺ 保存する 成

酪農家が管理基

準・

重点管理基準に基

一づく

飼養管

促進

全酪農家へ配布する。

実施

(3) 指導者による巡回指導 検証 (モニタリング)の

価 は項目毎に実施状況をチェッ 係者で指導者グループを構成 酪農生産者組 的な巡回 回以上。 [を実施する。 管理基準等 I指導 一の定期的 織 の遵守と記帳状況の点検 対 検証を行う。 応が不十分 な巡 行政関係、 回 |指導・ クし、 な酪農家に対しては Ų N O S A I 検証を行 全生産者に対し最低年 ランク付けによる評 のため、 乳業者等の 巡 農協 の際に \mathcal{O}

生乳安全安心協議会の

政関係、 家畜 衛 酪農関! 動物医薬品 (係団体、 乳業関係 飼料等 Ò 団 関 体 係 団 獣 体 矢 師関 係

団

表3 管理基準・重点管理基準と酪農家の記帳項目、指導者のチェック項目

	管理基準	重点		指導者の チェック項目
	1) 導入元農場の衛生管理状況を把握する。			
1. 導入牛の受け入れ	2) 個体識別番号及び移動記録を確認し、(独)家畜改良センターに転入を報告する	0	0	0
	3) 導入牛の健康状態を確認する。			
	4) 導入牛は一定期間隔離飼育する。			
2. 飼料及び飼料	1)飼料の外観、色、風味及び品質等に異常がないことを確認する。			
添加物の受け入れ	2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を8年間保管する。	0		0
3. 飼料及び飼料添加物の保管、給与	1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。	0		0
	2)動物性たんぱく質飼料の混入防止をはかる。	0		0
	3) 給与前に飼料及び飼料添加物に異常がないことを確認する。			
L \ #4 3	4) 飼料及び飼料添加物の給与量等を記録し、8年間保管する。	0	0	0
	1) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。	0		0
4. 肥料・農薬	2) 肥料の使用量等を記録し、1 年間保管する。	0	0	0
の保管、給与	 3)農薬の使用量等を記録し、3年間保管する。	0	0	0
	│ │ 1) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。	0		0
5. 牛舎環境設 備及び衛生管	2) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。	0		0
	3 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にある。	0		0
理		0		0
	5)農場に出入りする車輌は消毒する。			
6. 生乳処理室	1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。	0		0
の設備と管理	2)処理室は牛舎と隔離されており、施錠管理されている。	0		0
	1) バルククーラーの定期的な点検整備を受け、その記録を3年間保管する。	0	0	0
		0	0	0
7. 生乳処理室 内の器具類の	3) ミルカー・バルククーラーは毎回アルカリ洗浄する。	0	0	0
管理	4)酸洗浄は4日に1回以上実施(アルカリ洗浄も実施)する。	0	0	0
	5) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。	0		0
8. 衛生動物駆除	1) ねずみ、野鳥等及び害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除する。			
10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	1) 適切な飼養頭数である。			
	2) 適切な温度湿度管理をする。			
	3) 適切な換気管理をする。			
9. 乳牛の健康	4) 抗菌性物質製剤以外の動物用医薬品の投与及びワクチンの接種を記録し、1年間保管する。			
管理	5) 抗菌性物質の投与牛を隔離し、マーキングを行う。	0	0	0
	6) 出荷制限期間経過後、必ず確認検査を受ける。			
	7) 抗菌性物質の投与を記録し、1年間保管する。	0	0	0
	1) 搾乳前に、ミルカーが正常に作動するか点検・記録し、1年間保管する。	0	0	0
	2) 搾乳前に乳頭の洗浄を行う。	0		0
10. 搾乳	3) 1頭1布またはペーパータオルを使用する。	0		0
	4) 搾乳後にはディッピングを行う。	0		0
	4) 作れ後にはティッピングで10%。 5) 適切に搾乳機器の洗浄・消毒を行う。	0	0	0
44 / 51 66 TM	1) バルククーラーの洗浄・消毒を適切に行う。	0	0	\vdash
11. 生乳管理・ 出荷	2) バルククーラーの乳温を記録し、1年間保管する。	0	0	0
	4 / ハルノソーノーの孔温で記載し、「午间休官する。			

取り組み項目ごとのねらい

取り組み項目	ねらい		
管理基準・重点管理基準の設定	管理基準の設定による、HACCPに基づく管理点の明確化。		
管理基準・重点管理基準に沿った 生乳生産、飼養・衛生管理	生産段階でのHACCPの援用、衛生的で安全な生乳の供給。 農薬等の適正な使用を踏まえた、ポジティブリスト制度への対応。		
生産履歴の記帳・記録、保管	HACCPの援用による、日々の生産活動のシステム化・自主点検、 異常乳の出荷防止。 安全な生乳を供給したことの証明、不測の事態に対する自己防衛。 記録の保存による飼肥料関連法、ポジティブリスト制度等への対応。 消費流通段階からの生産情報の追跡・遡及を睨んだ対応。		
指導者による巡回・指導検証、評 価	第三者による安全性の確認・担保。 HACCPに基づくモニタリングシステムの構築。		
定期的な生乳の含有検査 (管理対象物質等の定期的検査)	農薬等の適正使用、記帳・記録による重点管理基準の遵守等、上記 取組が正常に機能しているかどうかの確認。 ポジティブリスト制度対応を睨んだ国産生乳の安全性の証明。		

シー の約 実績のある農薬 容を基に、 医薬品、 殺 (農薬、 丙 1 磁剤 -の記 割を対 - の酪 チ 使用 農 帳 畫 内 象 家 ク

ル

施 用実態調査の実 を行う。 (5) 農薬等使

場での取り

組み

策定や、

生産現

実施計画

 \mathcal{O}

に対する支援等

1 Η

に含有される成分を調 高い物質を特定する 剤 を調査 する。 併せて、 査し、 生乳生産段階での出現頻 ストアッ プされた農薬等

(6) 管理対象物質等の定期的検査

乳

の安全・安

1

の確保のため

 \mathcal{O}

協

議

を

検査を行う。 対象物質とし 薬等使用実態調査で判明した出現頻度の高い物質 全国 [の集乳 口 て設定]]] の含有有無・含有量を、 段階の生乳を無作為に採取 年に (管理

П

て機能 してい が有機的に連関し、安全性の確保のためのシステムとし 物の安全性の証明、 検査を実施 ブリスト制 ACCP手法の援用による異常乳の出荷防止、 連 る。 あ しているかどうか、 取り組み 酪農家段階、 度への対応、 確認・検証を行う仕組みである。 は、 酪農家の自己防衛等々、多くを企 表4に示すように、 地域 最終的には生乳の 生産情報の追跡 段階、 国段階 酪農生産 抽出 訴求、 での活動等 ポジテ サ \mathcal{O}

度で活動三 4)安全性を脅かす二つの問題が発生した。 乳検査結果の基準値超過 生乳の安全・安心確保のための取り組み」 獣医師による獣医師法・薬事法違反 九年度中に発生した 一年目を迎えたが、 一九年度中には、 獣医師問題」と「生 は二〇 産生

1

承認医 売等が 師 が、 な 矢 薬 禁じら 診 矢 師 品 察をせず、 を販売していたことが 品 ñ 0 てい 製造 事 法 宅 、 る。 で 販 配 は 売 便を利 無診 九 年八月に、 物 崩 察 用 判 ぞ 矢 薬 明 0) 自ら 萝 品 K 県の 指 0 販売 が 調 矢 合し 開 品 口 た未 獣 を \mathcal{O} 医 阪

であり、 の設定が この 治療 紬 題 検 判 生乳 なく、 薬品に 原明けで 査により、 朋 時 0) 安全性 通常の 合まれ 出 戸 荷 を \mathcal{O} る成 抗 再 酪農家の が明らかでなか • 生物質検 開 製品 した段階 分の一部 乳牛にこの薬品 の安全性は確認され 査 は で であることが 検 つ 出 乳に で き 残 留基 な が 分か 11 投 準 たも 与さ ŧ 値 \mathcal{O} つ

棄がなされ、 (2) 一九年度の「生乳検査」での基準 一三〇〇万円程 度の 損 害 が生じ 値 の 超 た。

のの、

結果が判明するまで、

部乳業者で生

の自

主

廃

サンプル 準値 変度の 九年度の 出 高 を超える 配い二四 E 対し 「管理対象物質等 て実施した。その結果、 物質を対象に、 塩化 ジデシルジメチルアンモ 集乳 0) 定期 口] 的 サ 検 ij ンプ 一の生乳 杳 こニウ ĺV は か Ĺ 使用 5 八二

な 杳 実施 結果 地 搾 立. 乳作 一ち入り 判 崩 -業に使 ど同 調 査 時 角 この物質 記 た洗 この 帳 内 浄剤に含まれ 容 集 ĺ の確 乳 路 酪農家が 線 0 てい 出 ミル 荷 n 原 を たこと 自 力 大] 粛 \mathcal{O}

> が 分 か つ

る

に成 成分は、 使用 とし る。 用 ケースが多く、 Ë また用 乳 分表示が ているのみで 医薬品としての認可 て認可を受け の注意等を 食品 法上、 なく、 使 添加物として認可 闬 薬剤 あ 明 混 する洗 た成 5確に 用 入の危険 た。 法 が家畜に直 分が使用 を受け、 設定しなけ 浄 用 剤 性 量 等も されて が 薬 され 使用 接触 高い 剤 外 ń るの ば れる場 ため、 おらず、 玉 方 語で なら 法 が 合等 食品 曖 な 使 般 また製品 昧 用 直 的 接 添 この で 触 加 あ 動 物

物

使用 場合の影響等、 る」「無承認であることから、 ニウムを含有 由 その後、この洗浄 方法から より、 動 その 物 販売業者に 布タオルを浸漬したあと乳 用 有効 剤 医 ば 薬 性 品 塩 に該 当該製品 による 安全性 化ジデシル 当す 自 が不 主 る を П が、 動 崩 ジ 収 ぞ 畅 が メ 無 ある 頭清 チ 使用 承 ル 認 アン 拭 で する た あ モ

5 今後の課題につ (1

4 を図る上で 過 去二 0) 課 年 題を整理 間 す 動 á ま 後 0)

支援策 記 目 を講じることである。 • 記 0 課 録 を確 題 実に 5ずも 実施する、 つ 7 九年度 酪 確実に 農家 の巡 段 実施 階 指 す Ź 導 ため \mathcal{O} 産 履 \mathcal{O} 歴

0

心であ 仕 ń 方 ば 況 1 なら なくやってい 0 が ることが 作 ない。 成 や、 分 省力化の か 踏 っ る」「やらされ 記帳 まえ、 0 を実施 特 ため 高 に 齢 \mathcal{O} 高 署 酪 7 Í 齢 l 一夫を に対応 T 11 0) る 11 酪 る 継 とい 家で 続 酪農家で Ū た . う 負 て行 チ \mathcal{O} 帳 ツ 担 わ 帳 感 な ク 実 実

的

E

集約

すると、

割

0

農家で

は

記

が

未

保の さねばなら 担を感じているケー 0) 自 ため Ō 運 Ü 対策 してい 分の 転手から定期的 E ŧ ない。 る。 ために」「 実施する意義 全国 巡 また、 口 的 指 酪農業界 スも多々あ 導を行う に実施する予 に呼びかけを行う等、 毎 百 を つのため 酪農家を訪 改め 指導 Ś٥ É Ź 本来の 者 定である。 説 が、 別れる集 明 消 取り 費者 Ũ 同じように 忈 理 乳 組 解 \mathcal{O} 信 な を Z É] 11 促 頼 1] が 確 的 負

>] 調

工

矢 選 る全ての 選択する、 師 6 旌 示 <u>ー</u>っ 自己 な $\overline{\mathcal{O}}$ 底することである。 記 その は 証 明 \mathcal{O} 生産: 他関連 農薬等を含む生産資材、] それを踏まえた生産 繋 ッ 1 物 Ŧ が \mathcal{O} ク を る。 中 ノに対し、「疑わ 促 に 0) この 責任を持 す 酪農家段 \mathcal{O} 必ず安全性 選 ため 沢も含め、 設 階 つ 履 農薬 しきは の対 で 歴 肥 可 を 0 生乳 等 確 応を考えなけ 能 餇 記 使 料 真 \dot{O} 帳を行 わな 生産 安 使 0) L 全 角 意 依 納 に関 に関 性 味 得 頼 うこと で す 確 \mathcal{O} こと |連す á の安 上で れ 認 獣 を

> 策だけ 感じる。 Ċ を考えると、 11 11 な がら 直 面 Ę す る現 先に 間 行 題 0 触 取 ħ 0) ŋ た 組 対 応 み、 ば 矢 限 酪 農家 界 基 が 準 0 自 値 超 防 衛

に成 とできな わらず、 アップできることが迅 要である。 る農薬等 査 1) 成 0 Ŋ ッ 該当: 分や 分や用 数ほど ij 一委託も視野に入れ 機 ならな えト 酪農家段階 物質 使 (製品) いことを見 種 能 法、 また、 角 種 · の 作 々 \mathcal{O} (の含 方法 0) 強 類がある。 玉 炭 花 蕳 表 は 段 農薬 題 有 が での誤使用を防止するため を考えて を図 階 示 調 確 極 を 可 \dot{O} で、 め、 査に 能性 余等の 実に 踏 速化につ 実態等は全て掴めてい [ることで ま 残念ながら、 不 る。 残留 より概 酪 必 え、 0) 記 11 測 農家の 要 載さ る。 ある製品 0 つながる。 野が生じ 各 あ な 事 段階 ħ 態 機 ね 酪農家で使 る。 能 7 把 使 こうし 原因 握 用 11 現 0 る 対 でき 薬剤 対 付 在 とこと 応 0) 確 究 応 加 実に 3 た製 明 7 用 車 できること \mathcal{O} ø を は が 詳 必 わ V 実 けでは 行 品 1) 最 る 要 績 細 かか ス Š ŧ が な 0 0 な 含 \vdash あ デ 重 Ŧ

な 有 星

几 こには、 家 なら 関 関 な る業 係 ことで な 界 した安全性 食 が 品 あ 連 る。 携 事 Ĭ, 故 恥 確 0) 葆 ッソ ず 体と ケ か 0) Ĺ た が 11 な 8 つ 話 つ 0 てきて た 活 4 動 のは 私自 に L 真 身 な \mathcal{O}

7

け 意

場合、 を講じる。 生産物である牛乳乳製品 目的の共有化、 を損ねることに変わり る牛乳乳製品に影響が及ぶ。 たことがある。 く言われる筋合いは とか、「酪農サイドはこれだけやっているのだからとや 数ある関連業界の一つで、 最終目標はそこであると考えている。 事の大小はあれ、 酪農サ 自信を持って消費者へメッ それでは単なる自己満足に終わってし 共通理. ^イドで実施している一 な りはない。 解のもと、 い」という、 関連業界全体、 の安全・安心の 結果として、 関連する業界間 事故や不祥事が発生 足並みをそろえ、 独善的, セージを発信. 最終生産物 確保の為の 連のi 消費者の信 な考え方を の取り組 [の認識 最終 対 L で 応 7

食品表示の信頼確保に向けた 行政の取り組み

農林水産省 消費·安全局 食品表示·規格監視室

に行うための手がかりともなるものである。 その原因の究明や製品の回収などの措置を迅速 重要な情報であり、もし万が一、事故が生じた場合には、 品の内容を正しく理解して選択し、適正に使用する上で 食品の表示は、 消費者が食品を購入するにあたり、 でかつ 的確

はじめに

安全性に対する不安が高まっていたこともあり、 我が国で初めてのBSE感染牛が確認されるなど食品 社会問題に発展した。 示偽装事件と、その後続発した数々の食品表示違 務所を地方農政事務所に改編することにより、 こうした情勢の変化に対応するため、 平成一四年一月に発生した食肉卸売会社による食 地方においても農政局に消費安全部を設置 水産省の組織が再編され、 消費安全局の 平成 五年 発足とと 大きな 全国に 反は 七月 肉 \mathcal{O} 表

> の信頼を大きく損ねることとなり、 違反が続発**(参考1)**したことから、 行 職員を配置し、 しかし、昨年は悪質な偽装や知名度の高い業者の表 ってきた。 食品の 表示・ 規格に関 行政も食品表示の信 食に対する消費者 する監 指 を 示

1 牛ミンチ偽装事件の 教訓

4

頼確保に向けた新たな取り組みを図ることとなった。

たり冷凍食品 \mathcal{O} 肉以外の食肉を混入させて牛ミンチと偽装し、 方に多くの教訓を残した。 ミンチ偽装事件」は、 の挽 心臓 この事件は、 平成一九年六月、新聞により報じられたい 肉が、 等の部位を混入させて出荷された年間約四○○ト ヌー 冷凍牛肉コ 北海道のミート カー等に販売していたものであり、 農林水産省の表示監視体制 ロッ ケ等約 ホープ社が、 万トンの加 意図的に わゆる 長期にわ 工 0) 品

参考1 最近の主な食品事件

シラー 敬述の工の政間が日							
時 期	企 業 名	概要	対 応				
H19年 1 月	大手洋菓子メーカー(東京)	・大阪、埼玉の工場で社内基準 を超えてシュークリーム等の 賞味期限を延長等	・ <u>直ちにJAS法に違反するものではないものの、社内基準違反が常態化していたことから厳重注意</u>				
H19年 6 月	食肉加工卸業者 (北海道)	・意図的に牛挽肉に異種肉を混 入、賞味期限の改ざん、産地 偽装等	・JAS法の品質表示義務対象である一般消費者向け商品は確認できなかったが、小売商品の不適正な表示を惹起させた点において消費者の食品表示に対する信頼を損なうものであることから、厳重注意				
H19年8月	洋菓子メーカー (北海道)	・返品された洋菓子の賞味期限 の改ざん等	・北海道が、 <u>JAS法に基づき</u> 、改善を 指示				
H19年10月	洋菓子メーカー (三重)	・売れ残った餅菓子を、 <u>冷凍保</u> 管し、解凍日を製造日と表示 して販売等	・JAS法に基づき、改善を指示				
H19年11月	外食店(大阪)	・ 生肉の原産地不適正表示、地 鶏の不適正表示、原材料の不 適正表示、期限表示の改ざん	・JAS法に基づき、改善を指示し改善策 の提出を求めた				
H20年 2 月	食品商社(静岡)	・輸入された台湾・中国産のウ ナギを国産に偽装し、加工業 者に出荷	・JAS法の品質表示義務対象である一般消費者向け商品は確認できなかったが、小売商品の不適正な表示を惹起させた点において消費者の食品表示に対する信頼を損なうものであることから、厳重注意				

する仕組みを構築する。

法をより明確化するとともに、 を欠いていた。このため、

(4)(3)(2)JAS法の調査を控えてしまった。 を作成することとする。 場合に、その都度記録として食品表示一一○番カード けている(文書記録なし)。今後は、 は確認されていないが、三月に情報提供者の訪問を受 査に支障があるか独自の判断を行わず、警察の意向 業務用途向け 九月、一〇月に警察からの照会を受けていたため、 情報提供者が農政事務所に肉を持ち込んだとの事実 分に確認し、 はJAS法の適用外であったため、 事案に応じた調査を実施する。 今後は、 情報提供があった 警察の調

徹

対応が食品表示に対する国民の信頼を低下させる一 置していたとの指摘を受けるなど、 な衝撃を与えることとなった(参考2)。 使用されて全国に販売されていたことから消費者に大き の対応に対する不手際から、 また、北海道農政事務所に情報が寄せられ 結果として一年間情報を放 農林水産省の た際 0 因と 連の 初

動

もなった。

(1)

証するとともに、以下の改善策を取りまとめた。

早急に対応が必要との認識が乏しく初動対応は適切

疑義情報の受付や管理の方 情報回付の授受を確認

農林水産省では、この事実を率直に反省し、

事 件

-を検

— 43 —

11 别 \mathcal{O}

る

G

X

 \mathcal{O}

配 広 改

置

等 流

具 業

体 者 食品

的 0

な

施

策

 \mathcal{O}

見

直 で 番

l

に

結

V

つ

11 示

T

見

首

Ġ

域

通 は

調 表

査 示

犮

応

しきる

食

品

表

特 ル

対

応

ユ

7

ħ

5

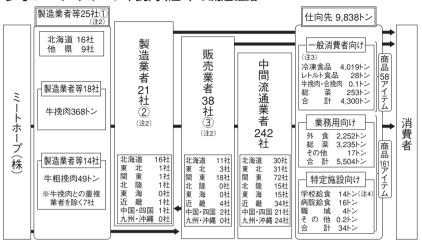
 \mathcal{O}

善策

表

底 Α

ミートホープ牛挽肉(注1)の流通経路



(注1)平成18年7月1日~平成19年6月20日販売分

情

0

伝 料

達

を義

務 す

行

H

ることとな

つ

原

-を供

給

る業者

蕳

取

引

0

7

\$

表

示

N

要

6

Ι.

業

- (注2)①の25社は②及び③の59社の内数
- (注3)冷凍食品の内訳:コロッケ、メンチ、ラザニア、肉じゃが、ミートフライ等レトルト食品の内訳:カレー、ミートソース等
- (注4) 学校給食は22道府県の合計。

設

高

ま

つ

てきたこと

つから

農林

水

小産省

本

省

地

方農

政

局

地 が を 開

関

心 端

た現 加 L 関 年 て 工 さら لح ま お 食 行 \mathcal{O} 品 J り 連 月 n まで 食品 携 から 品 Α 質 S 表 を 制 は 表 0) 表 示 責 警 厚 示 度 1 層 示 察庁 基 任 強 牛 に 0 ホ 進 違 を 化 労 0 とも を プ 反 加 L 働 11 改 対 社. 省 7 7 \perp Ē 象 食 が 連 縦 11 ŧ る 携 品 割 公 C \mathcal{O} 強 Œ n 5 ぱ 本 き 最 取 化 な 終 年 6 を 引 政 図る 委員 兀 か 包 加 装 月 0 工 \mathcal{O} 者 な 会 用 批 か 6 原 丰川 کے が は 課 料 加 か を 関 え 加 L

か 食 品 表示 増 食品 Ł 年 加 \mathcal{O} 目 す 嘗 を る食品 迎 味 え 番 期 限 7 \mathcal{O} 表示 など 窓 11 ま \Box 消 は す 0 曹 亚 者 雪 成 0 印 \mathcal{O} 番 食 兀 0 年! 品 食 の 表 中 月 告発 盡 示 事 __ 五. 0 件

 \exists

0

S 示 L \mathcal{O} 法 た 調 あ \mathcal{O} n 品 查 方を 質 が 表 行 幅 示 え な 広 義 務 か 検 \mathcal{O} 5 討 適 す 用 対 今 象と 後 は す ることを含 取 引 J

供

7

11

係

機

昨

る

な

6

n

减

小

傾 年

向 末

を見せたも

 \bar{O}

0

毎

莧

四

件

強

依

小まで急

増

た情

報

提供

は

今

车

月

か

B

は

若

 \mathcal{O}

せられ 受付 録 に 件 0) には受付 には、 け農政 がが 約 Ü 以 海加 た。 隆 か 並 いとな 産 7 \Box 事 これ 侔 お Ŧī. 毎 が 消 務 八月に 月平 設置 数 昨 ŋ 倍 費 つ 受付 に伴 7 従 车 \mathcal{O} は そ 言され (全技 農林 均 0) 11 実績 食品 ĺ. る 11 Ō 約 五. 術 水)七九 芸芸 産 0 表 不 1 セ 適 消 割 示 ホ P Ĩ 侔 一件に ñ 費] 件ほ まで、 表 度 1 菝 ブ 窓口 急増、 示 が 術 $\overline{\pi}$ に 番 表 等 セ [発足 % 関 0 ょ 0 示 受付 6る牛 品 す 疑 間 食 夕 Ź 辽 成 品 義 1 表] 実績 ーミン · 合わ 情 来 示 表 頭 九 高 報 0) 0 示 在 提 最 年 が Ŧ 11 廿 0 等 偽 割 供 多 月 7 4 を 番 独 合 平 \mathcal{O} が 件 月 均 事 寄 窓 番

意識 5 る。 示 気 人 報 会社 その 0 提 が 関する意識 が高 食 供 結果、 べ物 11 が ま 0) 増 Ż 行 つ っ た た 0 加 つ と考 7 を作 こと の高 申 の背景に 告 場 1 えて る行 るとい で まりも大きく影 はもとよ ćγ 內]部告発 1為を見 物 . つ ゝ 11 意識 を Ċ り、 製造、 は 直 食品 1 Ĺ に 消 変わ た結 響 する う 費 Ĵ 形 者 企 異が だけ 業で ij T 0) 情 V 表 ると 働 報 自 \mathcal{O} 示 提供 意 事 業 思 対 識 方 4) わ \mathcal{O} す か

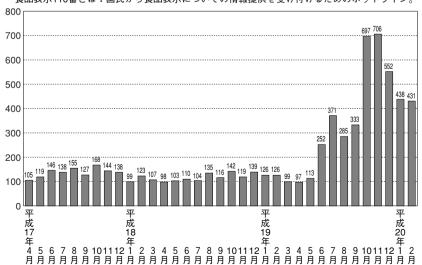
参考3 食品表示110番への疑義情報の提供

食品表示110番とは:国民から食品表示についての情報提供を受け付けるためのホットライン。

ることとなっ

てい

. る



なることが期待される(参考3)。 て過去平 \bar{o} 均 0) 高 倍 まりが表示の 以 は な Ĺ となってい が、 適正 n る。 一化に向けて大きな力と から 0) まだまだ不適 消 費者 お よび Ĩ 事 表

全国を網羅する監視システム

ろん、 当該事業者を管轄する都道府県に立入検査等の権 及び農政 室が監視を担当してい 局 規格課であり、 は農林水産省にその権限がある 在している場合 |を行っている。 農林水産省では、 それらが複数の県にまたがってい 般に、 \mathcal{O} としては、 都道 表示 極 事 的 JAS法 工場及び店 府県 務所に専従職員 規格 協 から調 芀 に関 当該課に設置された食品 玉 都 と都 JAS担当部局 象となる事 [の適用に係る行政 . る。 舗 査 でする監視指導を行っ 道府県域業者) 連 が一の都道 道府県があ 獲 また、 の協力依頼が (約11000 の 業者 地方に た は消費 り、 府 \mathcal{O} くる場合(調 には、 組 主たる事 県の区域 査 ぁ <u>名</u> におい 織 それぞれ役 を ħ 表示規格 • ば、 広 を配置 ては農 安全局 実 J 本的 A S 施 内 務 る。 域 玉 業者 L 限 0 所 とし てい もち 表示 には みに 並 割 担 政 監 が 島 視 あ び 分

加工

一食品 独立

この品質: 行政法

(特性に係る成分分析や生

鮮

湌

品

牛

チ偽

装事

件

0

発覚以

降

消

費者を欺く食品

0)

G メ ン

人農林水産消費安全技術

セン

,ター

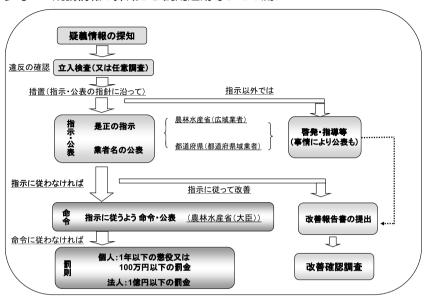
容 D N \mathcal{O} 確 Α 分析等の科学的 調 査 を実 施 L 検証 7 る を実施する等、 (参考4)。 品 0) 表

時、 の 一 る 0 更に、 状況を点検する「食品表示ウォ 「食品表示一一〇番」 般消 品表示の監視・指導を行ってきたところである。 広く国 三費者の: 民から食品表示に関 協 力を得た監視にも取り や日常の 買 チャ なする情 n 物 0 組 单 報 -で食品 むなど、 提供 の委嘱など いを受 ît

食品表示特別Gメンの新

た加 派遣し いた偽 とから、 調 京及び大阪農政事 内業者の立入調査に、 は約三○○社と多く、 実施した。 の偽牛ミンチの流 この 手 査 Ï 뀪 を 加工 牛ミン 食品 水産 が 31 特 ケ この結果、 食品 月 省 別表示特 でそ チに (T) 1 は 影 ホー 0) 製造、 の全貌を明 務 関連する食 通経路の解明や、 響を調査するため、 3 剜 所 プ <u>ー</u>ケ 等 ŀ 地 社 流 元農政 通 ホ Ď 流 \mathcal{O} 月 以 応 出 経 通 の設置 6 品 · プ 社 援 路も複雑 及び販売にか 荷 Ê 職 先 かにすること 事 の表示状況 務 の偽 か 員 が 業者間 匠に繋が 集中 か 所 えるとい 七名 0 か 当該 牛ミン 職 つ広汎であるこ を急遽 食品. 員 T か 0) で販売されて に加 われ が 11 追 チ た北 が つ 跡 加 パえて 及ぼ 現 調 工業者 地 海 東 道

参考 4 疑義情報の探知から罰則適用等までの流れ



析 揮 場 あ 置 的社 広 ことにした。 派 0) る するととも が 域 な ŧ 集 これは、 食 調 遣 とに、 装手 は 査 Ų 品 中 をする 表 大消 法 迅 本 示 7 当 省 数 速 \mathcal{O} \mathcal{O} ジス る 費 該 解 か 表 \mathcal{O} 疑 明、 消費者に重大な影 タ 東 都 地 ス 示 義 で食品 機 A ッ • 道 事 ッ 規 広 フ 動 府 案 格課 汎 大阪 的 フ が 表 を な 表 生 応 追 調 食品 及 示 事 示 査 援 跡 び 業 0 規 疑 表 調 福 所 チ 緊 査 格 等 立. 響を与える 牊 示 義 急 等が 農 特 事 が に کے 検 規 あ 别 政 疑 ĭ N る が 査 調 事 義 要と 業者 を 監 多 7 杳. 務 実 お 調 情 視 官 所 施 そ 報 杳 室 な \mathcal{O} n を 専 す 地 \mathcal{O} 0 0 か

配 門

分 が

制

整

た

も

あ 独

る

ま

四 備

月

か

Ď

は \mathcal{O}

林

水

産

消

費安全

技

術

セ

る域指た

偽装 都 況 なら 表 で 道 流通 府 あ 示 な 県 3 数 が Ĺ 11 相 この 7 所 事 次 案 在 品 11 V べが含ま. る で発生 疑 表 など、 義 示 か 情 0 関 n 報 効 表 す T は Ź 率 11 示 か が 疑 n 調 7 疑 義 伴 機 わ 査 情 対 動 報 7 象 7 的 11 が 事 食 増 食 業者 品 調 加品 査 が 表 L 複 が 7 L 示 な 雑 複 11 H な 数 る

n 経 \mathcal{O} 状

よう

な

事

態

を的

確

対

応

す

るた

B

成

度

で重

大な事案の発生に応

ľ

て機

動

に

を 年

す

的平

表 広域

宗

規

格

特

莂

調

査 食

を新たに

設

置

品 官

表

監

体

制 表

を

強 特 調

化 別 査

す

る X

示 通

称 \mathcal{O}

食 視

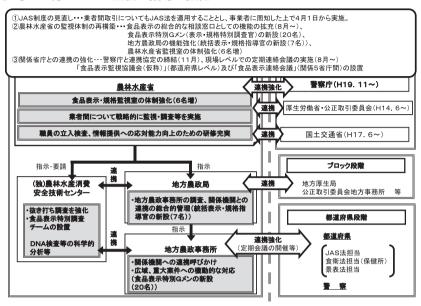
品

示

G

本

行政による監視・指導の強化 **参考 5**



林水産 これまでの関 省 で 関 は 係機 ō 食 関 品 どの 表 層 示 ഗ 違 連 反

案

(1)

係 捙 携

とと る情 協 耳. ت ع Ź カ 7 公正 対 報 休 な 連 応す \mathcal{O} 提 制 Ħ 携 取 供 ₩. 的 \mathcal{O} • 引 Ź を 中 構 調 入 整を 委員 ため 調 共 央 築 L 翼 た 杳. 有 0 V 会 行 は 係 表 機 ル 亚 11 11 関 だ 厚 保 現 成 T 示 け 円 4 健 在 n 行 0 で ぞ 連 で を 政 滑 労 几 所 は 合 携 働 ħ 0 な 年 農 を な 推 表 省 \mathcal{O} 政 衛 月 事 機 図ることとし 進 及 示 事 関 地 75 行 方支 間 省 関 農 務 が 政 所 題 食 間 す を 林 食 関 分 4, 品 る 推 水 品 係 0 \mathcal{O} 表 部 職 関 表 捙 情 進 産 員 係 携 報 関 局 l 示 示 が な 提 7 な す が る 関 都 図 供 担 連 合 11

> る ćχ

道

う

事 す る X バ] か 5 な る 特 別 調 杳 4] 4 が

後

新

体

制

依

į

11

7

11 施 確

る

品

0

装

表

対

す

視

を

的

る

ととに 偽

瞢

者

 \mathcal{O}

食 . 0

品 指 下

表 導

示

扙 層 然

す 効

る 果 続

信

頼

を 実

保 す 食

7

相

Ъ.

携

(2) 警察庁との

関する法律にとどまらず、 間 用されるなど、 題化し、 -挽肉偽装やその後 成一九年六月の 食品偽装した事業者に対しては、 事件に発展するケースも増 全国で相次 発生 不正 た北北 山競争防· いだ食品表示偽装は 海 道 ~ | | 止法や詐 1 加 ホ 食品 L 欺罪 プに 社 宗に が ょ 滴 会 る

こととした。

月に について」を合意し、 示に対する国民の信頼を回復するため、 この連携強化よって農林水産省の調査と警察庁 これらを契機として、 効果的 7 相互に連携を強化することとした。 抑 食品に係る偽装表示事案対策に関する連 止 力が強化されることが期待される。 に進められることとなり、 食品偽装問題に的 警察庁と農林水産省は、 食品· 平 確 表示 成 対 九年 の偽 処す 獲 食品 0 0 捜査 強化 るた 表

(3) 食品表示監視協議会の設置につい

関する関係閣僚会議におい 成 二九 |講ずる具体 年 一二月一七日、 的 な施策」 て、「生活安心プロ 、「生活安 が決定された。 心 プ ジ エ クト」 エ ク に

仮 称 機 蓑 Ď 関 单 示に関する監視 と国 を設置すること等により、 平成 0 出 先機 年度 |関との間で、『食品表示監視協 を強化するため、 の取り組みとして、「不適 不 適正 関係する 立な食品 都 表示 切 議 道 会 府 な

> 業者へ 連絡会議 応が円滑に実施されるよう、 で情 関 する情報 の処分等必 報を共 (仮称)』 有 が寄せられ を設置し、 要な対応をとるとともに、 意見交換を行 た場 の合に、 関係省庁 関連情報 V) 迅 必要に応 の共 7の間 速 に問 有 で こうした対 .題の を 『食品 じて関係 かる ある 事 機

長 置について」 ける連携体制の強 する食品表示連絡会議を開催. 全局長、 するため、 示監視協議会」 関係省庁は、この決定を受け、 公正取引委員会経済取引局 厚生労働省医薬食品 平成二〇年二 を申 の設置及び運営などの対応が円滑 化について意見交換を行い 合 わせを行うとともに、 月一 五. し、「食品表示連 局 取引部 日 食品安全部長 に、 地方段 長 内閣府 階 警察庁生活 関 で 絡会議 を構 次の 係省 国 0) 民 岸に 成員 生活 食品 事 実施 項に 0 お 表

ア 地方段階における 「食品 いるため、 表示監視 協 議 会 を平 成

ついて合意した。

车 度に速 やかに立ち上 げ

i 要請 都 設立 省庁 道府 す から、 趣 県 旨等 。 の 要請 都 を伝達するとともに協議会 道府

県の

担当

部局等に対

して、

加 協

を確定させる。 会の円滑な立ち 上げに必要な地方段階 での ル

関係省庁が協議会の立ち上げ状況等について、] アップ を行 その内容に うい て情 報を共 有する。 フ オ \Box

ii 協議会の立ち上げに係る留意事 項

各都道府県に に対応する。 おける個別具体的な事情に配慮し、 柔軟

関係機関による既存 地方支分部局 を検討する。 協議会についても、 効率的、 効果的な立ち上げを図る。 の事務所が存在しない都道府県におけ Ö オブザー)情報交換の場を拡充するなど、 バ] 参加等の一 定の 関

5 る

こととした。

関係省庁における連携体制の強化について

i

従来の連絡体制を充実した一覧性 日常的な業務上の連携を一 食品表示連絡会議における連携や、各省庁担当部局 随時更新、 関係省庁間 共有する。 の連携体制 層効果的なものとするため、 の充実 のある連絡網を整備 \mathcal{O}

ii 地方における連携の実施

基づく処分等必 場を拡充し、 『県単位の食品表示監視協議会の 地方の関係省庁 t 情 関係 一要な対 意見を共有する場を設ける。 省庁間で、 間の地方支分部局 定の 迅速か 食品表示の関連する法 円滑な運営の支援等に つ円滑な実施や、 単位での情 E報交換 道 0

> 監視協 在 各地方支分部局及び各都道府県の 議会設置 の調整及び協議 が進め レベ 6 ル におい

終わりに

る。

て、

玥

いる。 食品の表示は、 アレ ル ギー 表示等を除けば、 安全に 直

食の安全安心は消費者の大きな関心事

7

は、 消費者の食への信頼を大きく損ねる結果となっ 表示偽装や農薬が混入した輸入冷凍ギョウザ問題等 接関わる問題では 示が改めて注目されることとなり、 このため、 今まで以上に行政の監視を強化することも求められ 消費者の商品選択のための手段としての表 な 1, しかし、 昨年から 違反業者に対し の相次ぐ食品 7

切にした行政 食品表示の監視業務に携 件の教 訓を活 の推進に努める必要があると考えている。 か Ĺ これからも わる私たち職員)消費 は、 者 . の 目 1線を大 ミンチ

編 集

見直 に中国 だ福 ター し論 本年を生活 田 1 製冷 議 年と位 がたけ 凍ギョウザ事件も 0) 施 政 置 者や消 なわ。 方針 ラけ 豊貴者が 。 一 • 説。 加わり、 主 とは、 果てし 役となる社 なく続く食品 今通 1 、ま消 常 会 費者行 一会に 向 H 偽 政 臨 た 装 \mathcal{O} N ス

した動 して独 などは が五月にも最終報告をまとめるといわれている 全・安心対策関連法案」を衆議院に提出しており、 議会が相 I され 一月末には 向 (自に検討をすすめている。民主党はすでに| 「消費者主役の新行政組織実現国民会議」 次 た報告や法案では、 !を視野に官邸に設けられた消費者 1 で見直 自 民党 ī 0 消 0 報告書をまとめ、 費者問 省間 題 にわたる消費 調 查会、 行政 消 玉 含者行 費者 民生 「食の安 を設置 進会議 こう 活 寸 を 体 審

存管理 管理 は 元 も必必 放 規 1 Ō 化するための 伝達 などは 制 シー 権 0 備 腹 害 が 化は すべきと思 サビリ および届出 • 責任 る コストア いがる。 行革に É 間 「消費者庁」or 1 題 ッツ 逆行、 われるもの] 義務表示問題では、 • プにつながると早 - 導入問 保 表示義務 存義務 義務 題 ば 表 など多岐にわ 制の導入、 手法 「食品安全庁」の かり。 示や情 !の拡大や情 ーくも 報の ことの善し だが、新庁設 たり、 産 届 出 食品 報 新 政 保 \mathcal{O} 設 11

方で農水省は、

減少が続

くコメ消費拡大のため

菌

動

. の

展開

を仕 年

組

対象は学校給食

への米飯

膚

0) む。

朝ご

飯

消費

0

働

きか

け

などが

当か否 源論議 Щ 內外 積 別として食品 いかの検 で、 無差 に関わるだけに調整は 1 別 ずれ 証に係る行政 0) 原 ŧ 則 の多くを海外に委ねるな 色の 日 整合 本農業をどう位置 コスト等今後議 加 至難と思われ 何 当 然な ながら 一づける 論 か すべ 7 表 0 き課 か 示 W が Т 題 根 妥 O

が

 \mathcal{O}

に奔走 責任、 余曲 法などにも思いを致して論議されることを、 なければ新たな農政展開 落に歯止めをかけられるか否か トした。 く安心・安全に伴うコストや、 も消費者主役の論議を願いたい。 1 [折を経て、 列島あげて田植 ずれにしても生産者や事業者等作る側 地方農政 賢明な消費者としての役割も問うてほ などと批判される関係省庁は別にして、 昨年比一〇万沿増の減 局長会議で白 八年コメ生 えの季節を迎えた。 が崩れる。 須 産 事 務 0) |反目標を達成 $\overline{\mathcal{O}}$ 未来を含めた食料調達 その際、 瀬戸際で、 次官が発破 「背水 失敗は許 農政見直 0) 陣 安価だけでな だ、"省益 結果 をか され 同 L 時 1) に官 名実と けた。 スタ な を出さ 価格 Ĺ 0 確 手 紆 保

す からく 地 方 結果 地 が問 域に も活力を取り わ れる時代。 戻し 順 風 たい を活 かして、 **太** 田 仕:

事

事